

第 2 具体的施策

I Society 5.0 として目指すべき戦略分野

1. 健康・医療・介護

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》国民の健康寿命を 2020 年までに 1 歳以上延伸し、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】
⇒2013 年：男性 71.19 歳、女性 74.21 歳

(2) 新たに講ずべき具体的施策

団塊の世代が全て 75 歳以上となる「2025 年問題」に間に合うよう、技術革新を最大限活用し、個人・患者本位で、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、新しい健康・医療・介護システムを構築する。オールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、個人の状態に合った効果の高いサービス提供による、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活を実現する。また、AI、ロボット等も組み合わせることで現場の生産性を上げながら、高齢化・人口減少下でも質が高く、効率的な健康・医療・介護のサービス提供を可能とするモデルを構築する。こうした仕組みを支えるため、効果的な民間サービスの育成・普及を促すとともに、日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化を進める。このように、費用対効果も勘案しつつ、基盤構築・制度改革・民間投資促進を一体的に進め、2020 年には新しいシステムを構築し、国民が安心できる医療・介護が 2025 年に国民生活に定着していることを目指す。

こうした健康・医療・介護サービスは、今後世界各国で必要とされる。他国よりも早く課題に直面している日本で課題解決モデルを早期に作り上げ、グローバル市場の獲得と国際貢献を目指す。

i) 技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

① データ利活用基盤の構築

- ・個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な

患者情報を救急時に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年的に把握できる仕組みである PHR (Personal Health Record) として自身の端末で閲覧できるようにすることを目指す。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。

- ・「全国保健医療情報ネットワーク」のうち医療・介護事業者のネットワーク化については、クラウド化・双方向化等による地域の EHR (Electronic Health Record) の高度化を推進するとともに、広域連携の在り方 (セキュリティ確保策等) やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について、実証を本年度中に行う。PHR については、EHR の情報だけでなく保険者等の多様な主体が有するデータについて、本人のライフステージに応じて民間サービスを取り入れた多様な活用を可能とするよう、サービスモデルの構築等を来年度までに行う。特に、ウェアラブル端末等の IoT 機器を用いた日々の健康情報の収集による効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けては、昨年度までの実証結果を踏まえ、より厳格な効果検証を本年度より 3 年間実施するとともに、当該事業等を通じて収集される健康情報を活用した AI アルゴリズム開発を通じ、新たな民間による健康情報利活用サービスの創出・高度化を図る。
- ・研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析できるようにするため、「保健医療データプラットフォーム」を整備する。同プラットフォームでは、レセプト・特定健診情報の NDB (National Data Base)、介護保険情報の介護保険総合データベース、DPC データベース等の既存の公的データベースについて、他のデータベースと併せて解析可能とする。2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- ・本年 4 月に成立した次世代医療基盤法による認定事業者を活用し、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進める。上記の「保健医療データプラットフォーム」は公的データベースを基礎とした ^{しっかい} 悉皆的な情報を提供し、同法による認定事業者は、治療の結果であるアウトカム情報を含め医療分野の研究開発の多様なニーズに応えるデータを任意の仕組みで集めて提供する。

- ・ これらを支える基盤として、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。
- ・ 健康・医療・介護分野のデータの徹底的なデジタル化や標準化の取組については、技術の進展を踏まえつつ、データの利活用主体がデータの共有や二次利用を円滑に行えるよう、標準化すべきデータの範囲と標準化の手法を含め、具体的な施策について、2020 年度からのデータ利活用基盤の本格稼働に間に合うよう検討を加速し実施した上で、その後も技術の進展等を踏まえて必要な施策を講じる。

② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化

- ・ 予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。健保組合・共済組合については、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、加算率・減算率ともに、来年度から段階的に引き上げて 2020 年度には最大で法定上限の 10%まで引き上げる。協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020 年度から都道府県単位保険料率に反映する。国保については来年度から保険者努力支援制度を本格実施する。各制度共通の評価指標は、特定健診・特定保健指導の実施率に加え、がん検診、歯科健診の実施状況や ICT 等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うこと等を追加することで、予防・健康づくりなど医療費適正化に資する多様な取組をバランス良く評価するものとする。また、保険者の責任を明確化するため、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を今年度実績から公表し、開示を強化する。
- ・ 保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者活用を促進する。
- ・ 保険者の有するデータを集約し、健保・共済組合、協会けんぽ、国保等の各被保険者情報を横断的に管理できるシステムにより、保険者が変わってもデータが引き継がれ効果的にデータヘルスを行える環境整備を行う。
- ・ 地方公共団体において保健師等が効果的にデータヘルスを行うため、

健康診断・レセプト等のデータを AI により分析し、保健指導施策立案を行うモデルについて具体的な検証を行う。

- ・ 保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）を推進する。このため、経営者が、自社の健保組合の状況を全国との比較で客観的に把握した上で、保険者と連携して健康づくりに取り組めるよう、厚生労働省と日本健康会議が連携して、各保険者の加入者の健康状態や医療費、健康への投資状況等をスコアリングし経営者に通知する取組を来年度から開始する。同様の取組を共済組合はじめ他の保険者でも展開する。
- ・ 健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定を拡大するとともに、働き方改革等も踏まえ、必要な評価項目の見直しを行うこと等を通じて、健康経営の質の向上と更なる普及を図る。

③ 遠隔診療・AI 等の ICT やゲノム情報を活用した医療

- ・ 遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020 年度以降の改定でも反映させていく。また、遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討する。
- ・ 保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等の AI 開発を戦略的に進めるため、画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点 6 領域と定めて開発・実用化を促進する。AI 開発用のクラウド環境の整備・認証の仕組みを構築するとともに、実用化に向けて、AI を活用した医療機器の質や安全性を確保するための評価の在り方等のルール整備を行う。これらを踏まえ、医師の診療に対する AI を用いた的確な支援による医療の質の向上等について、次期以降の診療報酬改定等での評価を目指す。
- ・ がん、難病・希少疾病領域でゲノム医療提供体制を整備する。がんについては、ゲノム変異や治療効果等に関する情報等を集約し、解析するための AI 基盤の整備や、医療関係者等が AI や情報技術を利用した治療を行うために全国的な支援の体制の整備（コンソーシアムの構築）

を行う。また、条件付き早期承認による医薬品の適応拡大等を含めた施策を行うとともに、一人ひとりに最適な最先端のがん治療を公的医療保険で受けられるよう有効性・安全性等を確認した上で保険適用を行う。さらに、全ゲノム解析や免疫関連検査等を利用した革新的治療法の開発、リキッドバイオプシー等を用いた低侵襲性の診断技術や超早期診断技術等の開発を推進する。難病については、ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、早期診断の実現や創薬開発を促進するための体制の整備を進める。

④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現

- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるかわかりやすく、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築する。本年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、来年度中にデータベースの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。
- ・次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する

る規格である IS013482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

- ・介護職員の負担軽減のため、行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、介護記録の ICT 化について普及を促す取組を強化する。加えて、これまでの処遇改善の着実な実施や、返済免除付きの貸付制度の活用等の多様な介護人材の確保策等に総合的に取り組む。また、AI を活用したケアプランの作成支援についても、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援する。

ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進

- ・高齢となっても自分らしく生きることの出来る「生涯現役社会」を実現するために、医療・介護関係者や大学、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体の連携の下、高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、要介護状態になることを予防し、進行を抑制する。例えば、「仕事付き高齢者住宅」(仮称) 等について実証事業を実施し、認知症や要介護状態の予防及び進行抑制に向けて、医学的・科学的に効果が認められるモデルケースの構築を進める。
- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャル・インパクト・ボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。このため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備や地方公共団体における案件形成の支援等を行う。また、行政・金融・実施事業者それぞれの課題や対応について、これまでの事例を踏まえた検証や整理を行う。

iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

- ・「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定、平成 29 年 2 月 17 日一部変更) 等に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。
- ・健康寿命の延伸・患者 QOL の向上と医療経済価値を両立する革新的な医薬品や再生医療等製品の創出を促進する。具体的には、最先端バイ

オ技術や AI 技術等を活用した創薬基盤技術の開発に加え、再生医療技術を用いた医薬品候補の安全性等の評価方法の開発、再生医療の実用化を促進するためのナショナルコンソーシアムの構築、再生医療とリハビリテーション技術との融合による医療応用の推進等の、我が国の優れた技術シーズの実用化支援等を通じ、国際競争力の高い医療産業の構築を図る。

- ・異業種参入により、ICT 等の技術革新も取り入れた革新的な医療機器・システムの開発を支援するため、医療機器開発支援ネットワークの充実化、臨床現場・関係学会等との連携などの開発支援環境の整備を行う。また、革新的な医療機器・再生医療等製品の評価方法等を世界に先駆けて提案し、国際標準の獲得を図る。
- ・ 8K 等高精細映像技術の内視鏡や診断支援システム等への応用の実用化に向けた研究を行う。
- ・ 国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備や、PMDA の医療情報データベースシステム（MID-NET）の構築による医薬品等の評価と安全対策を高度化するための環境整備を進める。
- ・革新的な医薬品の早期実用化のため、リアルワールドデータなどの活用を踏まえた条件付き早期承認制度を検討する。
- ・医療系ベンチャーが起業しやすい環境を整備するため、薬事や知的財産等の専門的な知識を有する人材の確保など総合的な支援の充実を行う。

iv) グローバル市場の獲得、国際貢献

- ・医療・介護の国際展開のうちアウトバウンドの推進は、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関（日本の医療拠点）の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援、開発途上国等のニーズを把握した上での相手国の保健・医療の課題解決に向けた医療機器開発などの取組を行う。また、海外における医療機器メーカーによるメンテナンス体制の構築・充実を推進する。

- ・医療のインバウンドの推進については、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。また、「改革2020」プロジェクトの一環として、本年1月31日に公表されたジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）の海外での認知度向上を図りながら、円滑な渡航や受診を支援するコーディネーターの質の向上や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。
- ・「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験をアジアの実情とニーズに見合う形で紹介し、新しいアジアに相応しいUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）モデルの確立を目指す。民間事業者のアジア地域への展開を支援するとともに、介護人材への日本語教育の基盤整備等を推進することにより、アジアにおける高度な介護人材の育成及び還流を推進する。
- ・「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）等に基づき、官民一体での我が国の医薬品等の途上国への提供に係る国際協力、長崎大学の高度安全実験施設を中核とした感染症研究拠点の形成等による研究能力・機能の強化、指定医療機関の拡充等を推進する。また、世界保健機関（WHO）や「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等の国際保健機関、国際的なワクチン開発の取組等への支援を行うとともに、国際的な重要課題となっている薬剤耐性（AMR）対策を推進する。加えて、国際保健分野での日本のプレゼンスを発揮すべく人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90%以上に搭載

⇒国内販売新車乗用車の装着率：45.4%（2015年）

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得

⇒国内車両の装着率：6.5%（2015年）

世界市場獲得率の代替値：40.5%（2014年）

《KPI》2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：42.2%（2015年）

国内車両の装着率：6.5%（2015年）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ヒト・モノの移動について、我が国が本格的な人口減少社会に直面し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応、交通事故の削減等が喫緊の課題である。こうした社会課題に対応しつつ、産業競争力の強化等を図るため、具体的なビジネスモデルを念頭に置いた上で、世界に先駆けた無人自動走行による移動サービスの実現と社会に取り入れることを目指し、制度整備、技術開発、実証環境整備などの取組を明確な期限を示して強力に推進する。

社会に取り入れるための基本アプローチとして、自動走行のハード・ソフトの「技術」と「事業化」の両面で世界最先端を目指し、技術が完全に確立してからではなく、制度やインフラで補いながら、その時点の最新技術をいかして社会に取り入れていく。専用空間や中山間地域など比較的簡単なシーンから始め、安全・安心して実用化できる具体的事例を積み重ね、技術や社会的受容性を高めながら、都市の一般道路といった複雑なシーンに広げていく。

このため、まず、本年2月の未来投資会議で取りまとめた実行計画に基づき、より具体的なビジネスモデルを念頭に置いた車両内に運転者が

いない遠隔運行による公道実証やトラックの隊列走行の公道実証という新たな段階の実証を円滑・迅速に実施できるよう、必要な制度・インフラの整備を時期を明確にして進める。その際、実証の成果・データを関係者間でしっかり共有し、官民が積極的に対話・協力する連携体制の下で、必要な制度整備等を進める。また、将来の高度な自動走行の市場化・サービス化には、「ドライバーによる運転」を前提とした、これまでの交通関係法規の見直し等が必要であり、国際的な制度間競争も見据え、2020年頃に高度な自動走行の事業化を目指した本格的な制度整備等の検討を加速する。さらに、自動走行のコア技術である認識・判断技術の強化などの技術開発を加速するため、データの共有・活用等を進めながら、リアルデータプラットフォームを創出するなど、各事業者が戦略的に協力して取り組む協調領域を深化・拡大していく。これらの実現に向け、官民一体で国家戦略として強力に実行するための政府の司令塔機能を強化しつつ、取り組む。制度・インフラ面の環境整備、研究開発等を総合的・計画的に進めるため、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2017」（平成 29 年 5 月 0 日 IT 総合戦略本部決定）を政府一体で推進する。

陸上の自動走行に加えて、物流効率化や移動サービスの高度化に向けて、空路、海路における自動化にも積極的に取り組んでいく。そのため、小型無人機（ドローン）による荷物配送など産業利用を拡大していくとともに、「自動運航船」を社会に取り入れるため、研究開発や基準・ルールの整備などによる海上交通の高度化を進めるための取組を行う。

i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- ・高速道路でのトラック隊列走行を早ければ 2022 年に商業化することを目指し、2020 年に高速道路（新東名）での後続無人での隊列走行を実現するため、本年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始する。本年中に、公道実証に向けた安全を確保する車間距離に関連した事項について検討し、具体的な走行場所や走行方法を確定し走行計画を整備する。あわせて、ダブル連結トラックの実験の状況も踏まえ、隊列走行に用いる技術や実証の成果や運用ルール等に応じ、インフラ面等の事業環境を検討する。
- ・無人自動走行による移動サービスを 2020 年に実現することを目指し、本年度から、道の駅など地域における公道実証（遠隔運行によるものを含む。）を全国 10 か所以上で実施する。このため、専用空間の要件

設定や走行方法の具体化を本年中に行うなど、必要な制度整備等を行う。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動走行技術を国内外に発信するショーケース、レガシーとするため、国家戦略特区を活用するなど、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動走行に向けた最先端の実証を行う。事業化を目指した実証が可能となるよう、2019年までに必要な制度や基盤を整備する。
- ・こうした実証を安全・円滑・迅速に進めるため、関係自治体等とも密接に連携・協力しながら、国家戦略特区の活用を進めるとともに、当該特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見なおす為の規制の「サンドボックス」制度の仕組みを検討し活用する。【後掲】（「5. 国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載）。
- ・様々な走行環境における実証の成果・データを共有しつつ、官民が積極的に対話・協力する官民連携の仕組みのもと、民間ニーズを踏まえた実証プロジェクトの工程管理、実証の成果・データの共有、必要な制度整備等を進める。本年中に、走行環境の複雑性の指標化や共通して収集すべき実証データの明確化など情報共有・収集体制を構築する。

ii) 高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速

- ・将来の高度な自動走行の市場化・サービス化に必要な交通関係法規の見直し等について、国際的な制度間競争や国際条約に係る議論も見据えつつ、2020年頃に完全自動走行を含む高度な自動走行（レベル3以上）の市場化・サービス化に向け、制度整備の議論を加速し、本年度中に、政府全体の制度整備の方針（大綱）を取りまとめる。

iii) 技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等

① 走行映像データ・事故データ等の戦略的活用

- ・自動走行の鍵を握る技術である認識・判断技術の競争力を抜本的に強化するため、研究開発を加速するとともに、安全評価と関連付けた質の高いデータ整備・利活用を進める観点から、開発を加速する走行映像データ・事故データ等の戦略的収集・利活用の基本方針を、本年度中に取りまとめる。

②自動走行地図の実用化等

- ・自動走行地図について、企業の枠を超えて仕様を統一し、官民連携で地図関連データの整備を進める。高速道路地図については、来年度中の実用化を目指し、海外展開に向けた国際連携を推進する。一般道路地図については、来年度中に整備方針を決定する。
- ・自動走行地図を基盤とし、その上にリアルタイムに変化する情報を紐付けたダイナミックマップについて、仕様や仕組み、プローブ情報の活用方法を検討し、来年度中に取りまとめる。

③第5世代移動通信システム（5G）の実現・活用

- ・自動走行等を社会に取り入れることに寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第5世代移動通信システム（5G）の2020年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。【後掲】（「Ⅱ - A - 1. データ利活用基盤」において詳細記載）。

④車載セキュリティの確保

- ・車両外部からのサイバー攻撃への対応等、自動走行の安全性を確保する車載セキュリティについて、国際的に共通な開発プロセス、安全性評価の仕組み作りを進めるための工程表を本年度中に取りまとめ、人材育成を含め官民連携した取組を加速する。

⑤ソフトウェア人材の育成

- ・自動走行の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。

⑥安全運転サポート車の普及の促進

- ・高齢運転者による交通事故対策等の喫緊の課題に鑑み、自動車の安全性評価の拡充や先進安全技術の基準策定等を検討するとともに、先進安全技術を搭載した自動車の普及の促進を図る。

iv) 小型無人機（ドローン）の産業利用の拡大に向けた環境整備

- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物

配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。あわせて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。

v) 自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化

- ・ 2025年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の2023年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025年までに250隻程度で導入されることを目指す。

3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上

⇒直近3年間（2013年～2015年）の伸び率の平均：1.4%

《KPI》 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする。

⇒2016年：それぞれ67%、20%

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国は人口減少社会の到来によって需給両面で構造的な課題を抱える。こうした中、付加価値の源泉は「もの」から「サービス」、「ソリューション」への移行が加速している。この状況を、消費者・顧客の多様なニーズを潜在需要の開花につなげ、現場の生産性を飛躍的に高める大きなチャンスとしていく。

第4次産業革命において、我が国の産業が目指すべき姿は、「コネクテッド・インダストリーズ」、すなわち、高い技術力や現場の知見に裏付けられた臨機応変な課題解決力といった我が国の強みを最大限いかしながら、IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会である。第4次産業革命の技術革新により、開発・製造・販売・消費のあらゆる段階のデータをリアルタイムに取得し利活用可能となることで、個々の顧客のニーズに即した革新的な製品・サービスの創出、データ連携による無駄のない最適化されたサプライチェーン、安全で生産性の高い製造プロセスの実現を目指していく。

我が国は製造現場における個々の機器や最終製品の世界的に高いシェアにより潜在的には豊富なデータを取得・利活用できる素地がある一方、現状は、大企業で機器間・企業内のデータ連携は進みつつあるが、工場や企業の枠を超えたデータ連携はこれからの段階である。多くの中小企業では機器間・企業内のデータ連携が進んでいない。潜在的な強みを競争力につなげるため、工場・企業の枠を超えたサプライチェーン全体でのデータ連携を加速していくとともに、データに関する競争領域と協調

領域の切り分けを進め、協調領域においてリアルデータのプラットフォームの構築に取り組む必要がある。

このため、企業の枠を超えたデータ連携の先進事例の創出・国際標準化と、データ連携・利活用を促進する制度・ルールづくりを行うため、以下の取組を行う。

i) データ連携の先進事例の創出・国際標準化

- ・ 中小企業を含め、企業の枠を超えて、受発注・設計・生産・物流・販売・消費・保守等のデータ連携の先進事例の更なる創出と普及を進める。このため、国内での実証に加え、サプライチェーン上の国内外の複数企業にまたがる国際的実証を本年度から開始する。これらの成果を踏まえ、本年度中に統一的なデータ記述フォーマット（データプロファイル）を策定し、2020年までに国際標準提案につなげる。
- ・ 中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。併せて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・ 日本の強みである「すりあわせ」開発を、デジタル技術を活用してサプライチェーン全体で高度化する。まず、自動車分野において車両性能評価のシミュレーションモデルの構築を目指し、産学が連携して取り組む。
- ・ スマートサプライチェーンの実現を支えるものづくり人材のデジタルスキルの習得を促進するため、実践的なカリキュラムを本年度中に策定する。その際、本年3月の「ハノーバー宣言」の合意も踏まえ、ものづくりの強みを共有するドイツの産学とも連携する。
- ・ 「IoT推進コンソーシアム」を通じた先進的なIoT等ビジネスの発掘・育成等を強化するため、海外のIoT推進団体等との連携や海外企業とのマッチング支援等の国際連携、「地方版IoT推進ラボ」として選定した地域における具体的なプロジェクトの創出支援を推進する。

更なる先進的プロジェクトの創出に向け、課題解決型のコンテスト形式によるプロジェクトの選定や、重要インフラ企業等が保有するリアルな産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等について本年度中に検討し、具体的な取組を実施する。

ii) データ連携・利活用を促進する制度・ルール

- 企業の枠を超えたデータ連携・利活用を促すため、本年5月に策定したデータ利用に関する契約ガイドライン等の活用を推進し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促進する。併せて、本年度中に産業界等との対話を通じて分野別に留意すべき事項の整理を行い、個別の産業分野への展開を進め、必要に応じてガイドラインの改訂や追加的な措置を講じるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- 安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理等に対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。
- サプライチェーン上の複数事業者間でのIoT関連機器によるデータの連携・利活用を促すため、個々の事業者ではなく複数事業者で連携した省エネを適切に評価できる「連携省エネ」を新たな省エネの手法として位置付けるべく、必要な制度の見直しを本年度中に検討する。
- IoT・データを活用して設備の常時監視を行うなど高度な産業保安に取り組む事業者に対して規制上のインセンティブを付与するため、新たに開始した高圧ガス保安法上の「スーパー認定事業所制度」等の産業保安分野での普及を図るとともに、実証等も踏まえ、IoTを駆使した高度な保安を促す分野の拡大を検討する。
- 製造現場のデータ収集・利活用に必要な最新のIoT関連機器を迅速に導入するためには、こうした機器を製造現場で使う際の安全規制に関する国際標準を国内規制に速やかに取り入れる必要がある。このため、まずは労働安全衛生法に基づく防爆規制において、本年度中に最新の国際標準を取り入れるとともに、その後の国際標準の改訂にも迅速に対応できる体制を検討する。

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年までに、都市総合カランキングにおいて、東京が3位以内に入る。

⇒2016年：3位（2012年：4位）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。あわせて、以下の施策を講ずる。

i) インフラの整備・維持管理の生産性向上

- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセスについてICTの全面的な活用を推進するi-Constructionについて、産官学のi-Construction推進コンソーシアム企画委員会で昨年度末に取りまとめたロードマップを踏まえ、2019年までに、橋梁・トンネル・ダムといった土工・舗装等以外の工種や維持管理を含む全てのプロセスを対象を拡大する。また、中小事業者や自治体への適用拡大を目指し、講習・研修を実施するなどICT導入を支援する。さらに、今夏までのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化を踏まえ、2019年までにオープンデータ化が実現できるよう、具体的な利活用ルールを整備する。これらにより、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。
- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋梁^{りょう}・トンネル等の他分野において

も順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI等の先進的技術の開発支援を進める（再掲）。

ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等

以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。

- 船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力を向上させる「i-Shipping」の推進により、世界における我が国の船舶の建造シェアを2025年までに約10%（20%→30%）向上させる。特に、2025年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の2023年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025年までに250隻程度で導入されることを目指す。
- 国内産業基礎物資輸送の8割を担う内航海運の輸送効率化・生産性向上を図るため、個別の船舶の運航や保守、船員の雇用といった管理業務について、事業者の太宗を占める中小零細事業者から、技術と信頼のある船舶管理会社が集約して実施できるよう、本年度中に国土交通大臣による登録制度を創設し、2025年までに内航船舶の10%程度で船舶管理会社による管理が普及することを目指す。
- 荷役機械の遠隔操作化に向けた制度改正を本年度中に行うとともに、AIやIoT等も活用することで港湾物流全体の効率化を推進する。
- 2020年の船舶排出ガス規制強化に対応しつつ、荷役と同時に燃料供給を行い運航効率化を図るため、来年度までに世界最先端の我が国LNG燃料供給技術の国際標準化を目指す。
- 我が国が競争優位を有するクール宅配便などのコールドチェーン物流サービスについて、国際標準化を推進するため、まずは来年度までに、ASEAN10か国と共同でガイドラインを策定する。
- 小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物

配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。(再掲)

- ・高速道路と近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度の活用を推進するため、速やかに具体的なルール化を行う。
- ・今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。

iii)民間投資の喚起による都市の競争力の向上

- ・都市再生緊急整備地域について、候補地域の早期公表や情報基盤の活用による民間の投資提案の強化、解決すべき社会的課題を明確にした指定基準への改正等により、効果的な民間投資が実現される地域に限定して指定するため、来年夏を目途に「都市再生基本方針」(平成14年7月19日閣議決定)の改正等を行う。
- ・公的不動産を含めた空き地等の有効活用やエリア単位での駐車場の適正配置など、地域の実情に応じた柔軟な都市再編を図るための制度見直しを本年度中に行い、都市開発を集中的に促進する。
- ・都市公園における持続的な施設の整備・更新を可能とし、魅力向上・利用増進を図るため、改正後の都市公園法等に基づき、民間主体がレストラン等の収益施設を長期間設置管理するとともに、その収益により広場等の公園整備が行われることを、本年度からの5年間で約100件実現することを目指す。
- ・2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。
- ・官民データ活用推進戦略会議・官民ラウンドテーブルにおける重点分野を中心としたオープン化や、「地域未来投資促進法案」における事業者からの提案制度の活用等により、地域の社会課題の解決に資する、

地方自治体が保有するデータの活用を促進する（再掲）。

5. FinTech の推進等

(1) KPI の状況

《KPI》 今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》 今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》 今後5年間（2022年6月まで）に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを旨とする。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》 2020年度までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5%改善することを旨とする。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

FinTech については、決済高度化アクションプラン等、金融審議会報告及び決済高度化官民推進会議において示された課題・基本的方向性を踏まえ、利用者保護等にも留意しつつ、金融サービスの高度化を図り、利用者利便や企業の生産性向上等、我が国経済・金融の成長につなげていくとの観点から取組を加速する。

i) イノベーションのための環境整備等

① FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速

日本発の FinTech が世界をリードしていけるよう、FinTech を活用したイノベーションに向けた関係者のチャレンジを加速する観点から、以下の施策に取り組む。

ア) チャレンジを容易化する環境整備（FinTech 実証実験ハブ（仮称））
金融庁において、FinTech に係る実証実験を容易化するための措置を

講じる。その際、金融規制当局においては、より能動的で深度ある対応を行うことにより、FinTech 企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな^{ちゅうちよ}躊躇・懸念（コンプライアンスや監督対応上のリスク）の払拭を図ることの重要性を踏まえた取組を検討するとともに、関係省庁においては、当該措置の実施について連携・協力することにより、金融関係法令以外の障害についても解決が図られるよう窓口の設置等に取り組む。

イ) ブロックチェーン技術の金融サービスにおける実用化に向けた取組の加速

ブロックチェーン技術は、特に金融の仕組みそのものを変革するゲームチェンジャーとなる可能性が高いため、我が国金融ビジネスの競争力を確保する観点から、金融分野における実用化に向けた取組を先取的に進める。

具体的には以下のような取組を展開し、ブロックチェーン技術の実用化に係る国際的なイニシアティブの確保と利用者利便向上、成長力強化を目指す。

- ・ブロックチェーン技術に係る実証実験のためのプラットフォームの運用を開始し、これをブロックチェーン技術の実用化の核として、FinTech 企業と金融機関、金融庁・日本銀行等が連携・協働しつつ、電子記録債権取引や本人確認、決済・物流情報の管理等、金融インフラの高度化に向けた実証実験を推進する。
- ・ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、国際的な研究機関等と連携した共同研究を推進するとともに、ブロックチェーン技術に係る国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加について検討する。

②オープン・イノベーションの推進

FinTech を巡り世界的なイノベーション競争が生じつつあることを念頭に、我が国において、これまで高度に発達した銀行システムのネットワークや、決済等のビッグデータなど、金融面での充実したストックを戦略的に活用することを基本的な方向性として取り組む。

このため、オープン API を核としたオープン・イノベーション（FinTech 企業と金融機関等との連携・協働）のためのエコシステム形成を中心に、FinTech 企業が、銀行のネットワークをいかして、先進的なア

アイデアや技術を実際の金融サービスへとつなげることを可能とする世界最先端の環境・インフラを整備するよう取り組む。

こうした観点から、具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・銀行法等の一部を改正する法律を施行するとともに、銀行によるオープン API の取組の進捗状況として、API を提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数、電子決済等代行業者として登録した者の数等についてフォローアップを行う。また、銀行代理業等に係る金融審議会報告で示された課題について検討を行い、オープン・イノベーションのための環境整備を推進する。さらに、FinTech 企業等の関係者において設置されたオープン API 検討会において、オープン API の推進に係る更なる課題について検討を進める。
- ・FinTech 企業等による金融サービスのイノベーションを促進するとともに、金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開し、周辺領域も含めて事業機会を拡大していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等、金融機関等をめぐる法制の在り方について、更に検討を進める。
- ・また、オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うこと等により、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組 (RegTech) の推進に向けて、検討を行う。

ii) 国際的な人材や海外当局との連携・協働

FinTech の世界的進展の中で、我が国がイニシアティブを発揮していく観点から、国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を推進することにより、国内外を問わず、最先端の人材・知見を結集した取組を行う。具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・英国やシンガポールの金融当局との FinTech に関する国際的な協力枠組みを活用し、FinTech を巡る国際的な取組や FinTech 企業の海外展開を支援する。さらに、海外金融当局との協力枠組みの拡大について検討を進める。
- ・アジアを含む海外の優れた人材が日本で金融事業等を起業する (インバウンド・ベンチャー) 動きを促進する観点から、東京都とも連携しつつ、金融業の拠点開設サポートデスクにおける海外金融事業

者の日本拠点開設支援等を進める。

- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うことなどにより、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech）について、海外の関係者と連携しつつ、国際的に取り組む。
- ・FinTech 業界や民間団体とも連携して、FinTech に関する関係者が一堂に会する国際会議（「フィンテック・サミット」）を開催する。

iii) 企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン

XML 新システムの整備を契機に、企業の財務・決済プロセス全体の高度化を図る観点から、金融 EDI 活用を起点として、企業の財務・決済プロセス全体を一括して高度化する「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」を推進する。その際、オールジャパンでの電子手形・小切手への移行について検討を進める。

① 中小企業等を含む企業会計の IT・クラウド化

- ・経済産業省等において、産業界と連携し、中小企業等におけるバックオフィス業務の効率化等に資する IT・クラウド化の状況について、現在実施している取組を踏まえ、より適切な目標値等について検討する。
- ・中小企業等のバックオフィス業務の高度化やデータを活用した新たな法人向け融資サービスの活用につながるクラウドサービス等の導入の推進に向けた取組を進めるとともに、企業の健康診断ツールである「ローカルベンチマーク」も活用し、FinTech 導入先進事例を創出する。
- ・電子決済等代行業者による電子帳簿保存法への対応を推進する。

② 商流情報の IT 化の推進

2020 年度までに、金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及を図るとともに、業種を超えた企業間の EDI 連携を更に推進する。

③ 全銀システムの 24 時間 365 日対応化等

来年中に、全銀システムの 24 時間 365 日対応化を実現するとともに、法人のネットバンキング利用の推進に向けて、進捗状況のフォローアップを開始する。

④金融 EDI の推進等による金・商流連携の推進

- ・金融機関における XML 電文化について、来年中の XML 新システム稼動と、2020 年までの XML 電文への全面的移行について着実に取り組む。
- ・本年秋以降、金融関係業界において、金融庁等と連携しつつ、ブロックチェーン技術を活用した決済・物流情報の管理に係る実証実験を実施する。

⑤XML 新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等

XML 新システム等のデータを活用（商流情報分析等）した融資サービスや税務支援（XML 新システムによる税務対応支援（電子領収書の発行等））を検討する。

⑥オールジャパンでの電子手形・小切手への移行

手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する。

iv) キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等

- ・割賦販売法の一部を改正する法律において措置したクレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、FinTech の活用によるカード決済のコスト削減や消費者にとっての利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・FinTech の活用等を通じた消費データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進や、レシートの電子化を進めるためのフォーマットの統一化等の環境整備を本年度内に行う。
- ・全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備すべく、金融機関の海外発行カード対応 ATM の設置促進について、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、来年中にメガバンクの全 ATM 設置拠点の約半数（計約 3,000 台）の大半を海外対応に整備する。

6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年 4 月 1 日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。

⇒平成 27 年 4 月 1 日に電力広域的運営推進機関を設立。同年 6 月 17 日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)が成立。同年 9 月 1 日に電力取引監視等委員会(現・電力・ガス取引監視等委員会)を設立。昨年 4 月 1 日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は 35.8%(昨年度時点)

《KPI》 商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒90 か所が開所済み(本年 3 月末)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギーミックスの実現及びパリ協定を踏まえ、エネルギー・環境投資の拡大を図り、エネルギー制約を克服し、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現する。このため、エネルギー効率の改善による収益改善と省エネ投資の好循環の創出、固定価格買取制度等による再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、電力・ガス市場の競争活性化と自由化の下での公益的課題への対応、水素の利活用など新たなエネルギーシステムの構築に取り組む。また、戦略的な資源開発投資、資源調達環境の整備、二次資源の着実なリサイクル、エネルギー・環境産業の国際展開等を促進する。さらに、G7伊勢志摩首脳宣言を踏まえ、2020年の期限に十分先立って長期の温室効果ガス低排出型発展戦略を策定し、国連に提出すべく検討するとともに、気候リスク情報の基盤整備を進め、国内各地域での農業や防災に関する適応策を促進し、国際展開することで、投資リスクの低減や適応ビジネスの発展につなげる。

i) 徹底した省エネルギーの推進

- ・規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組（スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等）、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。
- ・民生部門の省エネを推進するため、2020年までに、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化し、2030年までに新築住宅・建築物について平均でZEH・ZEB相当となることを目指す。このため、断熱性能やエネルギー消費性能の社会的認知の拡大を進める。
- ・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及や輸送事業者の評価制度の構築・普及等による省エネを推進する。車載用蓄電池については、現在の液系リチウムイオン電池よりも安全面等で性能が高い全固体リチウムイオン電池等の開発・実用化を加速する。
- ・国民運動による低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図り、地方公共団体等と連携しつつ地域における省エネ取組の促進を図る。

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・系統設備の効率向上や地域間連系線等の整備、出力制御の実運用の効率化、出力予測や蓄電池の放電制御等に関する技術開発・実証、風力発電適地での送電網の整備・技術課題等の実証等、系統制約の解消に向けた対策を進める。
- ・太陽光発電の低コスト化・パッケージ化に向けた技術開発や風力発電のデータ産業化、コスト低減等に取り組む。また、環境アセスメント迅速化手法の一般化を進めるとともに、洋上風力発電導入促進のため、港湾法に基づく港湾区域の占用手続と電気事業法の工事計画届出の審査の合理化、一般海域の利用のルール化を行う。
- ・木質バイオマス、下水汚泥等の廃棄物バイオマス等のバイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備を行う。

- ・環境保全と両立した風力発電の導入促進に向けたゾーニング手法検討モデル事業を進めるとともに、風力・太陽光の導入促進のため、情報共有や合意形成を推進するための地域協議会の設置等を進める。

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ・市場メカニズムを有効に活用して電力市場の競争活性化を促しつつ、3E+Sの実現を目指す。このため、卸電力市場の流動性を高めるとともに、ベースロード電源市場、容量市場、非化石価値取引市場などの新たな電力市場の創設及び連系線利用ルールの見直しを行い、2020年度を目安に導入することを想定して詳細な制度設計を進める。また、電力先物取引がLNGその他のエネルギー先物取引とできるだけワンストップで行われる環境を整備する観点も踏まえながら電力先物取引の検討を行う。
- ・「革新的エネルギーマネジメントシステムの確立（改革2020プロジェクト）」を目指し、ネガワット取引やバーチャルパワープラントなどに活用可能なエネルギー設備の拡大、通信規格の拡張、秒単位での高精度な制御技術の確立や通信インフラの整備等に向けた実証、定置用蓄電池の価格低減の取組を進める。さらに、再生可能エネルギーの最大限の活用のため、今年度から需要創出型ダイヤモンドリスポンスの実証を行うとともに、省エネ法における電気需要平準化の制度見直しを本年度中に検討する。また、地産地消型のエネルギーシステムの構築を進める。
- ・水素エネルギーを本格活用する「水素社会」の実現に向け、家庭用、業務・産業用の燃料電池の導入を進めるとともに、水素ステーションの戦略的整備に向けた官民一体の新たな推進体制の構築、コスト低減等に向けた技術開発・実証、新たな規制改革実施計画に基づく水素ステーションの保安管理等に関する規制改革をパッケージで推進し、燃料電池自動車や燃料電池バス、水素ステーション等の普及を加速化する。これらに加え、国際的な水素サプライチェーン構築と水素発電の技術開発・実証を進めるとともに、2030年頃の本格導入に向けたシナリオ等を盛り込んだ、水素社会実現への政府を挙げての基本戦略を年内に策定する。

iv) 福島新エネ社会構想の推進

- ・「福島新エネ社会構想」（平成 28 年 9 月 7 日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大等のため、風力発電送電線の増強等の各種施策を進める。また、「再生可能エネルギー由来の CO₂フリー水素の利用（改革 2020 プロジェクト）」として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用することで、水素の可能性と福島の復興を世界に発信する。このため、実証設備の導入に本年度中に着手する。

v) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

- ・産学官の研究会を設置し、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成 28 年 4 月 19 日総合科学技術・イノベーション会議決定）で特定した有望分野のボトルネック課題の抽出とその解決に向けた検討を本年度から開始し、新たに実施すべきプロジェクトを検討するとともに官民あげた取組を促す。

vi) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

- ・2016 年 11 月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、UAE、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。
- ・国内の在来型石油・天然ガス開発を更に進めるため、三次元物理探査船の更新を含む探査体制の見直し等を行う。また、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の商業化に向けた官民協力を促進する。
- ・我が国の誇る環境技術の先進性を活かして有用金属等のリサイクルを進めるため、非鉄製錬所の生産性向上等に資する技術開発を行うとともに、都市鉱山を活用したオリンピック・パラリンピック入賞メダルの製作等を通じ、小型家電リサイクル制度の定着と回収量増加、資源循環システムの構築に向けた循環産業の競争力強化を図る。
- ・「LNG 市場戦略」（平成 28 年 5 月 2 日経済産業省策定）に基づき、官民一体で柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現に向けた取組を進め

る。特に、仕向地制限の撤廃、我が国を含むアジア全体の LNG 市場の拡大を支援し、アジア大のエネルギー安全保障を実現する。

vii) 安全性が確認された原子力発電の活用

- ・いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。
- ・原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める。同時に、地域の声に耳を傾け、原子力発電に関わる全ての関係者が対話を重ね、不断に安全性を追求する枠組み（継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム）の構築や、事故収束・被災者支援活動の充実・具体化に政府を挙げて取り組む等、原子力への社会の信頼回復に努める。
- ・安全性向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核不拡散の取組を前提に、国際協力も適切に進めながら、「高速炉開発の方針」（平成 28 年 12 月 21 日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえるとともに、日本原子力研究開発機構や大学等が所有する高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉も活用する等、将来に向けた研究開発を推進する。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

viii) 日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進

- ・電力・ガス市場の小売全面自由化後の環境下において、エネルギー産業の国際的な競争力を強化し、海外展開を推進するため、発電所の運営・保守に関する国際規格策定を主導するとともに、ASEAN 諸国等での人材育成の強化、東アジア・ASEAN 経済研究センターの体制強化等により、新興国のエネルギー政策の整備を支援する。
- ・パリ協定の下、日本の優れた低炭素技術等の国際展開により、地球全体の排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長につなげる。

「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」（平成28年11月11日環境省策定）の推進、公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢献分の「見える化」、補助金に依存しない民間主導のプロジェクトの普及につながる二国間クレジット制度（JCM）等を通じて、海外で2020年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す。

- 循環産業の国際展開及び適切な資源循環システムの構築に向け、アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進によるメリットを積極的に発信するとともに、廃棄物発電等に係るビジネスモデルや適切な技術の選定プロセスの確立、制度の導入等をパッケージで支援する。アフリカにおいても、廃棄物処理に係る人材育成、ガイドラインの作成等を進める。

7. ロボット革命／バイオ・マテリアル革命

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2015 年度：製造分野 約 6,890 億円、非製造分野 約 1,239 億円
(2014 年度：製造分野 約 5,901 億円、非製造分野 約 610 億円)

《KPI》 製造業の労働生産性について年間 2% を上回る向上

⇒直近 3 年間 (2013 年～2015 年) の伸び率の平均：1.4%

《KPI》 ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約 2,600 億円【約 10 億円 (2012 年)】

⇒2015 年：24.7 億円

《KPI》 国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020 年頃までには 20%、2030 年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検補修を高効率化

⇒次世代社会インフラ用ロボット点検等については、水中分野は 2016 年度より現場導入に向けた試行的導入を実施中。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、順次現場検証を実施中。

《KPI》 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現

⇒遠隔監視による農業機械の無人走行等の実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」において実施中。また、有人監視下での農業機械の自動走行の市販化に向け、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(平成 29 年 3 月農林水産省策定) を策定。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

生産年齢人口の減少による人手不足という社会課題を、世界一のロボット活用社会の実現のための大きな機会とする。その戦略と道筋を示した「ロボット新戦略」を 2015 年 2 月に日本経済再生本部決定して以降、戦略に掲げた各分野 (ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業) での技術開発・実証の取組を

加速してきた。これからは、開発・実証の段階から、実際に社会に取り込む段階へのシフトを本格化させる。

第4次産業革命を我が国全体に波及させるための鍵となる中小企業・小規模事業者へのロボット導入を進める。2020年までのロボット導入コストの大幅削減や、ロボットシステムの導入を支援する人材の倍増に向けた取組を推進する。

様々な分野の現場のニーズに応じたロボット導入を進める。これに向けて必要な技術開発・実証を加速するため、福島県浜通り地域に整備する新たな「福島ロボットテストフィールド」を来年度より順次活用できるよう整備し、世界に誇る次世代ロボットの実証拠点としていく。併せて、当該拠点を核とした産業集積の実現や周辺環境の整備、地元企業と域外企業の連携によるビジネス創出等を進め、ロボットを重点分野の一つとし、新たに改正福島復興再生特別措置法にも位置付けられた「福島イノベーション・コースト構想」を推進する。小型無人機についても、2020年代には人口密度の高い都市でも安全に物流利用が本格化するよう技術開発・制度的対応を進めるなど、産業利用を拡大していく。2020年に向けて、先端ロボット技術の現実の社会への取り込みやショーケース化を推進する「改革2020」プロジェクトについて、構想の具体化を加速する。

また、バイオテクノロジーの分野においてはビッグデータ・AI技術との融合が急速に発展し、これまで利用し得なかった潜在的な生物機能を最大限活用することが可能になってきた。一方で、現状高コストなバイオ製品の国内市場は小さく、我が国が持つ要素技術を十分にいかせていない。今後、技術基盤の整備と市場創出を一体的に官民で連携して実施することで、革新的なバイオ技術を活用した新産業創出・循環型社会を実現する。

さらに宇宙分野においても、利用可能なデータの質・量ともに抜本的に向上する中、ビッグデータ・AI技術を活用した新ビジネス・サービスは市場規模の大幅な拡大が見込まれ、今後我が国が国際競争を勝ち抜くための鍵となる。基盤となる宇宙機器産業と併せて、新産業創出を後押しする。

i) ロボット革命

① ロボット新戦略の実行・進化

- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。併せて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・2020年までの小型汎用ロボット導入コスト2割以上削減に向け、汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットについて、2019年度中に上市可能な水準となるよう開発を進める。
- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。【再掲】
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを^{けん}牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格であるIS013482と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。【再掲】
- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋梁・トンネル等の他分野においても順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI等の先進的技術の開発支援を進める。

- ・地理空間情報(G空間情報)を活用した、来年までの農機の有人監視下での無人システムの市販化、2020年までの遠隔監視による無人自動走行システムの実現等に向けて、農林水産分野におけるAIやIoT、ビッグデータ、ロボット技術について、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。併せて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。
- ・次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等の技術とAI技術との融合分野に関するグローバル研究拠点において模擬環境を整備し、例えば、AIによる製造ライン制御、自律作業ロボットの連携等について、研究開発から実用化・事業化まで一貫した産学官連携プロジェクトに本年度から着手する。
- ・2020年に愛知県及び「福島ロボットテストフィールド」で開催する「World Robot Summit」(ロボット国際大会)に向け、海外との連携による競技分野のロボットの国際的な標準評価手法を構築しつつ、広報・周知活動を含め、来年度のプレ大会の準備を進める。

②「改革2020」プロジェクト(先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現)

- ・産官学が参画する協議会の下で実証実験等を進めるとともに、本年度の「ロボカップ2017名古屋世界大会」において、地方公共団体等地元関係者と密に連携しつつ、ショーケース化を試行する。

- ・市街地・空港等でサービスを提供するロボットの早期実現に向け、具体的な活用事例を創出する実証事業を実施し、その成果を国際展示会等を通じて広く発信する。「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン（第一版）」（平成 28 年 6 月ロボット革命イニシアティブ協議会策定）を実証事業で実際に現場で活用し、必要に応じて改訂を検討する。

ii) バイオ・マテリアル革命

- ・生物を活用した機能性物質生産のための産学官による技術開発を推進するとともに、革新的なバイオ素材等による炭素循環型社会や食による健康増進・未病社会の実現等に向け、本年度中を目途に我が国のバイオ産業の新たな市場形成を目指した戦略を策定し、制度整備も含めた総合的な施策を推進する。
- ・公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースを整備するとともに、AI 等により解析するためのリアルデータプラットフォームを来年度中に構築し、産官学で利用できるようにする。
- ・成長が見込まれるバイオ分野に対する民間投資を加速するため、本年度中に、ゲノム編集技術の産業利用に当たり、使用する生物単位での申請に加え、技術を利用する施設単位での包括申請も可能とする等の円滑化を図る。またバイオ製品の環境配慮性能の評価等を通じた新たな市場の創出、上場後のバイオ産業を投資対象とするファンドの創設の促進等を通じた研究開発資金等の供給円滑化など、事業環境整備に向けた施策を本年度中に検討する。

iii) 宇宙ビジネスの拡大

- ・「宇宙産業ビジョン 2030」（平成 29 年 5 月 29 日宇宙政策委員会取りまとめ）に基づき、宇宙の本格的なビジネス利用の推進及び宇宙機器産業の国際競争力強化を図る。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置づけ、AI 等の解析技術と組み合わせつつ、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く）について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生

- み出すべく、農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証を本年度から開始する。併せて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用（いわゆるアンカーテナンシー）を促進する。
- 宇宙機器開発について、市場ニーズに対応した衛星のシリーズ化を図るとともに「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」（平成 28 年 3 月 31 日内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・防衛省取りまとめ）に基づき国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を促進する。
 - 国際競争力強化を目指した H3 ロケットの開発、民間小型ロケット事業の競争力強化、民間打ち上げ射場の整備に向けたガイドラインの整備等、世界的に旺盛な小型衛星打ち上げビジネス需要の我が国への取り込みを図る。
 - 宇宙利用のフロンティア開拓を担う小型衛星を大量に運用する「コンステレーション企業」等のベンチャー企業支援を強化するとともに、日本政策投資銀行等の政府系金融機関等も活用したりスクマネーの供給や宇宙資源探査等ベンチャー企業の事業性を高めるための制度整備の検討を進める。
 - 「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）及び「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、来年度に準天頂衛星 4 機体制を確立し、高精度測位サービス等の実現を通じた、農業機械の自動走行、防災システムの高度化等を図る。さらに、G 空間情報センターを中核とした地理空間情報の流通・利活用、2023 年を目途に準天頂衛星 7 機体制を通じた持続測位の実現及び衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化を図る。また、アジア・太平洋における高精度測位情報の配信サービスの事業化支援や、欧州の Galileo 衛星の信号との相互運用性の確保を通じた欧州等への国際展開を図る。

iv) 航空機産業の拡大

- 特殊工程（非破壊検査）を担う人材育成やIoTを活用した設備投資支援等を通じて、生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現した「松阪クラスター」モデルの展開を目指す。また、「全国航空機クラスター・ネットワーク」を構築し、全国のクラスターを国

内外に一体的に売り込めるよう支援するとともに、拡大する海外需要を直接取り込む自立したクラスターを育成すべく、海外企業との商談機会の創出等を行う。

- さらに、我が国航空機産業の事業規模を拡大するため、先進的な技術開発や人材育成（機体構造組立技能者）、効率的なサプライチェーン構築などの支援を通じてボーイングとの協業深化を図るとともに、これまで協力機会の少なかったエアバス等とのマッチング機会を創出する。
- また、MRJ（三菱リージョナルジェット）を含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、トップセールスによる受注拡大やアジアなど新興国向けの人材育成や受注に向けた事前調査（空港インフラ等）等を実施するとともに、開発完了後のMRJを実証インフラ（テストベッド）とし、航空機関連部品の国内開発を加速する。

8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増する
(2010年4兆円)。※可能な限り2020年までに達成を目指す。

⇒2013年：4兆円

《KPI》2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増する
(2010年6兆円)。※可能な限り2020年までに達成を目指す。

⇒2013年：7兆円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少と少子高齢化が進む中、経済成長を実現していくためには、新たな住宅市場を開拓・育成する必要がある。

そこで、建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を図りつつ、良質な既存住宅が適正に資産として評価される市場の整備や既存住宅を安心して取引できる環境の整備などの取組を総合的に進めることにより、既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。

あわせて、相続等を契機に発生し、深刻化する空き家問題へ対応するため、利用できるものは利用し、除却すべきものは除却するとの考え方の下、個々の住宅だけでなく、居住環境や地域コミュニティといった住宅地の魅力の維持・向上の観点からも、空き家の発生の抑制、適切な管理等を図るとともに、市場での流通活性化や既存ストックの有効活用を促進する。

また、IoT技術等を活用した次世代住宅の普及を促進することで、新たな住生活サービス市場の創出を図る。

i) 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講ずべき施策

- ・官民連携による空き家等の流通・利活用等の促進に向け、所有者情報等を活用した空き家の利活用のための仕組みの構築や財産管理制度等の円滑な活用方法の取りまとめを本年度中を目途に行うなど、地方公共団体、不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、全国版空き家・空き地バンクを構築する。また、空き地の利活用に係る優良事例の横展開を行い、あわせて必要な制度等について検討する。
- ・所有者不明土地の解消に向け、相続登記が長期にわたり行われていない土地を調査して所有者の把握を容易にするため、制度改正を含めた具体的施策の検討を行い、来年度中を目途に検討結果に応じた所要の

措置を講じる。

- ・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化を行う。
- ・若年・子育て世帯が、安心して空き家などの既存の民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、適正に家賃債務保証を行う業者について本年秋頃を目途に登録制度を創設する。
- ・老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の仕組みを本年度中に構築する。

ii) 次世代住宅の普及促進に向けて講ずべき施策

- ・家庭内機器や関連データの連携・活用による新サービス創出に向けて、製品安全やセキュリティの確保等についてモニター実証を実施し、その結果を踏まえて、データ流通等に関する共通ルールを策定する。また、来年を目途に、通信機能に関する国際標準化に向けた提案等を行う。

II Society 5.0 の横割課題

A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100%

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする。

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

今後、日本が直面する本格的な人口減少社会において経済成長を実現するためには、Society 5.0、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会に取り入れていくことによる生産性の飛躍的な向上が求められるが、データの徹底的な利活用は重要なカギの一つである。そのためには、「新しい社会インフラ」である「データ基盤」づくりへの未来投資を加速する必要がある。社会ニーズの大きい分野を中心とした公共データのオープン化をはじめ、個別分野におけるデータ流通基盤等のリアルデータのプラットフォーム、企業間のデータ流通を促進するためのルール、パーソナルデータの流通基盤等の整備や、これらを通じた民間ビジネス投資誘発が焦眉の急となる。また、データ利活用を最大限に進めるためには、公正な競争秩序の構築、Society 5.0に対応した知財システムの構築の検討も喫緊の課題である。

今後、官民データ活用推進基本法に基づき設置された官民の専門家等からなる司令塔である「官民データ活用推進戦略会議」が強力なリーダーシップを発揮していく。同会議の下に産業界・ベンチャー、民間有識者、関係省庁からなる、民間人がトップの実行委員会が設置され、その議論を基に、「官民データ活用推進基本計画」が本年〇月に閣議決定された。今後、8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農業、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動の各分野）を中心に、オンライン原則化、オープンデータの促進、行政のIT化・BPRの推進、データ流通基盤やサービスプラットフォームの整備、デジタルデバイド対策、国と地方の施策の整合性確保など、官民データ活用の推進を総合的かつ効果的に進

めていく。

i) 公共データのオープン化の推進

- ・官民の専門家等からなる「官民データ活用推進戦略会議」を司令塔として、2020年までを「集中取組期間」として、全府省庁でオープンデータを強力に実行する。
- ・安全・安心・個人情報に配慮しつつ、利便性の高い形で公共データを提供するための「オープンデータ基本指針」（本年〇月〇日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、国や地方公共団体が保有するデータとしてどのようなものがあるか実態把握のための「棚卸し」を、IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議の下、本年中に全府省庁にて実施する。
- ・官民ラウンドテーブルを本年度から随時開催し、棚卸しリストを基に、官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でのデータのオープン化を推進する。このような官民の継続的な対話を通じ、民間ニーズを吸い上げながら、必要に応じた重点分野の追加や開示方法の在り方の検討に活用する。
- ・登記所の地図データについて、IT 総合戦略本部による官民データ活用推進施策の一環として、2021年度までに提供を開始することができるよう検討し、その具体的条件や内容を本年度中に決定する。
- ・産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」等を通じ、電力、観光、流通、保険、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報の利活用を促進し、新たな気象ビジネスを強力に創出するため、基盤的な気象観測・予測データの公開を進めるとともに、本年度中に省令等の必要な制度の見直しを行う。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置づけ、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く）について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、AI 等の解析技術と組み合わせつつ、新たなビジネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生み出すべく、農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証を本年度から開始する。あわせて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用（いわゆる

アンカーテナンシー)を促進する。【再掲】

- ・広域性・リアルタイム性及び利便性の高い海洋情報を政府・公的機関以外にも広く提供し、海運、漁業、再生可能エネルギーの開発など多くの産業分野での海洋情報の利用促進が図られるよう、我が国の海洋状況把握(MDA)における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備や、MDAに資する研究開発など、その能力強化に向けた取組を推進する。
- ・政府が保有する法人活動情報を一括検索、閲覧、取得できる法人インフォメーションにおいて、共通語彙基盤を使いつつ、許認可情報、間接補助金の受託情報等掲載情報の拡充を行い、平成30年度までに100万件の掲載を目指す。
- ・AI・IoT等によるソリューションを、行政手続への導入や、支援措置との連携、法制度に基づく規格化等を通じた幅広い社会実装につなげるため、具体的な取組の方向性の検討を本年より開始する。

ii) 事業者間のデータ流通

- ・本年5月に策定したデータの利用権限に関する契約ガイドライン等により、データ創出への寄与度等に応じた利用権限の設定等に関する留意点を整理し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促す。あわせて、本年度中を目途に産業界等との対話を通じて分野ごとに留意すべき点の整理を行い、個別分野への展開を進めるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- ・データ利用者の利便性を高め、データ流通市場の拡大・活性化を促進するため、データ流通プラットフォーム間の相互連携を実現するために最低限共通化することが必要な事項(データカタログ、カタログ用API)を整理した「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」の内容を踏まえ、民間事業者間の自主ルールの策定及びその普及促進を図るための民主導の枠組みが本年度中に構築されるよう支援する。
- ・イノベーションへの投資を促進するため、著作権法の柔軟な権利制限規定の整備、データの不正取得・使用・提供の禁止等に関し、必要な法制度・対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。(「II-A-2.「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」において詳

細記載。)

iii) パーソナルデータの利活用

- ・ 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである PDS (Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、その具体的なメリットの「見える化」に配慮しつつ、観光や医療・介護・ヘルスケア等の分野における官民連携実証事業の推進等を通じて先駆的な取組を後押しするとともに、具体的プロジェクトの創出に取り組む。あわせて、こうした実証事業や諸外国における検討状況等を踏まえてデータ流通・活用を更に促進するため、情報銀行やデータ取引市場について、個人の関与の下で信頼性、公正性、透明性を確保するための制度の在り方等について検討し、本年中に結論を得る。

iv) 地域におけるデータ利活用

- ・ 地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案手続等の支援措置を通じて、地域における IoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出を図る。
- ・ 地域の課題解決を促進するため、地方公共団体等に対して、データ利活用に資する IoT の地域実装に係る計画策定支援、専門人材派遣等の人的支援、必要なルールの明確化、成功事例の横展開等の民間資金・ノウハウを活用した施策のパッケージ支援及び共通するオープンなプラットフォーム上で観光、防災等複数の分野でデータを利活用してサービスを提供するスマートシティの構築を積極的に行い、2020 年度までに延べ 800 以上の地域・団体による成功事例を創出する。
- ・ 地方公共団体等の職員がオープンデータに必要な技術を習得できる試験環境の整備、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間企業等との調整・仲介機能の創設を本年度中に行う。また、地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。

v) データの越境移転等

- ・日 EU 間の個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するため、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築について、引き続き戦略的に取り組む。
- ・CeBIT 2017 における日 EU 共同プレスステートメントを踏まえ、日 EU の関係省庁や政府組織関係者が参加するデータ・エコノミーに関するハイレベル・専門家会合を開催し、対話を実施する。
- ・個人データの越境移転を引き続き促進するため、企業認証である APEC 越境プライバシールール（CBPR: Cross Border Privacy Rules）システムを推進する。
- ・本年 5 月の改正個人情報保護法施行等を踏まえ、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応を本年度上半期中に開始するとともに、個人情報保護に関するデータ利活用促進に向けて、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信等について本年度中に開始し、パーソナルデータに係る適切な利活用環境を継続的に整備する。あわせて、個人情報保護委員会について、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備に必要な体制を整備する。

vi) 情報アクセシビリティの確保

- ・現行の「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）において位置付けられている情報アクセシビリティの向上について、障害者政策委員会の議論を踏まえてその拡充に向け検討し、今年度中に策定予定の障害者基本計画（第 4 次）において必要な施策を盛り込むこととする。

vii) 第 5 世代移動通信システム（5G）等の情報通信基盤の活用

- ・自動走行等の社会実装に寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第 5 世代移動通信システム（5G）の 2020 年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。本年夏に、周波数確保に向けた基本戦略を取りまとめ、技術的条件や周波数確保の検討を加速する。あわせて、本年度以降、交通などの分野で具体的な利活用を想定した総合的な実証試験を地方都市を含め実施するとともに、国際標準化活動への参画や電波利用環境の整備を積極的に推進する。また、5G を含めたモバイル市場や IP 網への円滑な移行が求め

られる固定通信市場において、MVNO等の非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進する。

viii) 電波周波数の調整・共用

- ・周波数の有効利用の観点から、政府部門に割り当てられた周波数について、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受・妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。加えて、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、第三者による監査などを含め、調査方法の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。いずれも、来年度中に結論を得、順次措置を講ずる。
- ・次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討する。その際、米国・英国での先行事例も参考にしつつ検討する。
- ・政府部門に割り当てられた周波数の価値の精査を行い、これを管理・有効活用するための方策・体制の在り方についても関係省で検討する。
- ・周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行い、準備ができ次第、技術試験を行った上、平成32年度に結論を得る。
- ・周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務承継に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて本年度中に検討し、結論を得る。また、政府部門に対するインセンティブ付けなど、更なる再編促進の方策についても検討を行い、結論を得る。
- ・周波数の調整・共用に係る上記取組の進捗状況を踏まえ、公共の電波の有効活用に係る政府の管理体制について、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ・新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点から、「実験試験局制度」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・

試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。また、申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常免許の取得を可能とすることについて是非を本年度中に検討し、結論を得る。

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2015 年度実績は平均 15.0 月

《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15% とする。

⇒2015 年実績は 14%

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。

⇒2016 年末実績は、5 件

(2) 新たに講ずべき具体的施策

第 4 次産業革命 (Society 5.0) の進展に伴い、多様な主体間でデータが流通し、相互のつながりが急拡大している。他方、データの流通と利用の拡大は、データやその分析技術の価値を高めるとともに利害関係を複雑化させており、現行の知財システムが十分に対応できていないとの懸念がある。データ流通基盤が未整備で、不正利用された場合や紛争が生じた場合の対応に関する懸念等が大きいと、データや AI の利活用は進まない。したがって、データや AI の徹底的な利活用による Society 5.0 時代の経済成長を実現するためには、データの利用に伴う利害関係を適切に調整する知財システムを構築する必要がある。また、中小・ベンチャー企業を含む多数の関係者による協働も念頭に、知的財産権としての権利化、営業秘密としての秘匿化、標準化戦略の一層の強化の他、データの取得や利活用に関する戦略も含め、複合的なオープン・クローズ戦略の浸透を図ることが重要である。こうした状況を踏まえ、知財・標準化戦略を「知的財産推進計画 2017」(平成 29 年 5 月 16 日知的財産戦略本部決定) に基づき推進することが必要である。

i) 第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略

- ・データ・人工知能の利活用やイノベーションへの投資が促進されるよう、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定を整備し、対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。また、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続(ADR)制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化、知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる。さらに、データの利用権限に関する契約ガイドライン等の整備やデータ流通基盤構築の支援、IoT関連発明等に適切に対応する審査体制の整備・強化、AIの生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。
- ・国際標準を通じた市場優位性を確保するため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、国際標準獲得に向けた司令塔機能(政府CSO(Chief Standardization Officer))を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方について検討する。併せて、官民連携の下、自動走行、スマート工場、IoT等の重要分野の国際標準における優位性を確保するとともに、国際標準と各省規制との連携強化、政府調達基準への国際標準の積極的活用、次期通常国会における工業標準化法の改正を目指した検討等を通じて、官民を挙げて国際標準化に戦略的に取り組む。

ii) 知財・標準化人材の育成

- ・「知財創造教育推進コンソーシアム」を起点とした教材開発や全国の学習支援体制の構築を促進する。また、「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」(平成29年1月31日標準化官民戦略会議標準化人材育成WG策定)等に基づき、産官学で標準化人材育成を強化する。

iii) 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化

- ・「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日特許庁公表)に基づく各種支援、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用推進、地域拠点特許推進プログラムを含む出張面接審査等を通じて、中堅・中小企業における知財・標準化戦略の強化を促進する。

iv) 公正な競争環境の確保

- ・デジタル市場における公正かつ自由な競争環境を確保し、イノベーションを促進する観点から、同市場の取引実態等を把握する。また、市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないかを経済環境や市場の変化を踏まえて検証し、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。さらに、法執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて検討を進め、次期通常国会を含め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講ずる。

3. 人材の育成・活用力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2022 年までに大学・専門学校等の社会人受講者数を 100 万人とする。

⇒2015 年：約 49 万人（※今回、新たに設定する KPI）

《KPI》2022 年までに専門実践教育訓練給付の対象講座数を 5,000 とする。

⇒2017 年：2,417 講座（※今回、新たに設定する KPI）

《KPI》授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す。

⇒2015 年度：73.5%（※2014 年度：71.4%）

《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す。

⇒2015 年度：29.8%（※2014 年度：27.2%）

《KPI》2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。
さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2016 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 6,669 人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

日本経済は、所得・雇用環境が改善する中であって、潜在成長力の伸び悩み、デフレマインドの継続や将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている。

第 4 次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

AI・IoT の利活用、イノベーションの創出を通じて、ユーザーの多様なニーズに応えるサービス等が創出され、豊かな成長や健康長寿が実現し、年齢・性別等に関わりなく国民一人一人が多様な形で社会とつながり、能力・所得を高めることができる生涯現役社会、超スマート社会

(Society 5.0) という、将来の在るべき姿に向けた取組を、構造改革の好機として捉え、人的資本の質を高め、潜在成長力を引き上げていく必要がある。

こうした課題解決のカギは、「人材への投資を通じて経済社会の生産性を上げること」であり、包括的に政策を推進していくべきである。

あらゆる産業で IT との組合せが進行する中で我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、IT を駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、日本が持つ強みを更に伸ばす人材の育成が急務であり、「IT 力強化集中緊急プラン」を策定し、次の考え方に基づき教育・人材育成を抜本的に拡充することが必要である。

- ①人生 100 年時代に対応した、「社会人の生涯学び直し」も含めた教育・人材育成システムの再構築
- ②学び・働く「個人」に光を当てた支援
- ③第 4 次産業革命時代の競争の決め手となる「IT 力」への重点化
- ④産業界の今後のニーズに合致した実践的な能力・スキルを養成するために、全体感をもって産官学の取組を統合

さらに、教育・人材育成の抜本拡充を効果的なものとするためには、働く一人ひとりの活力と主体性を引き出し、企業の生産性向上と新しい価値創出力強化に結び付けるための働き方の実現が不可欠である。働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体を可能な限り速やかに構築していくことが望まれる。

外国人についても、起業家や高度外国人材の更なる受入れ拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用手続き体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図る。

また、第 4 次産業革命の進展により産業構造が急速に変化していく中で、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革を進めていく。

以下、今後 2～3 年を視野に喫緊に取り組むべき内容を掲げていく。

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本

拡充

①IT 人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応した IT スキル標準の改定

- ・セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT 等の先端 IT 分野等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性・喫緊性を明確化するため、経済産業省、厚生労働省、文部科学省等が連携して IT 人材需給を把握する仕組みを早期に構築する。
- ・IT 人材に求められる能力・スキルを明確化するため、人材需給の見通しを踏まえつつ、情報サービスの提供に必要な実務能力を明確化・体系化した指標（IT スキル標準）を全面的に改定し、IT スキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できる IT 人材に焦点を当てた新たなスキル標準を本年度中に策定する。

②実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステムの構築

教育機関において実践的な IT・データ等に係る能力・スキルや課題設定力の育成を図る教育を実施するため、インターンシップを積極的に活用するとともに、企業が現場で直面している実際の課題や現場の実データを用いた PBL（Project Based Learning：課題解決型学習）の手法などによる産学が連携した実践的な教育やそれらを用いたコンテスト形式の人材育成の取組を推進する。このため、産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と産学協働による教育プログラムの構築・実施、専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

③大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援

- ・新たな産業の創出など、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の6年一貫制など教育年限の柔軟化、主たる専門に加えた副専門分野の習得

など、具体的な制度改正等の在り方について本年度中を目途に検討しつつ来年度から順次実施し、2019年度からの本格実施を目指す。

- ・文系理系を問わず専門分野を超えた全学的な数理・データサイエンス教育及び情報技術教育を実施するセンターの整備、大学等の高等教育機関における情報セキュリティ等の情報技術人材育成を推進する。
- ・これらの取組を進めるため、産業界との連携の下、産業界からの教員やサポートスタッフの派遣の推進、教育プログラムの協働開発などの取組を実施する。
- ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」におけるカリキュラム策定等において、産業界のニーズを適切に反映できる仕組みを本年中に構築する。
- ・専門職大学院の特色や強みをいかすため、他の課程の専任教員を兼務可能とする制度改正等について議論し、今年度秋を目途に必要な見直しを行う。既存の経営系大学院から専門職大学院への移行促進や、産業界との連携による教育プログラムの共同開発等により、企業等の高度な専門性を有するグローバル経営人材や地方の産業等を担う経営人材の養成機能の充実強化を図る。

④「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

- ・民間事業者が社会人向けに提供する IT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・企業の生産性向上に資する IT 人材の育成のため、各企業のニーズに応じた在職者訓練のコーディネートなど総合的な事業主支援等を実施する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的な IT・データスキルを身に付けることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。

⑤産業界をリードする IT 等トップ人材・専門人材の創出

- ・未踏 IT 人材発掘・育成事業で培われたコミュニティ等を活用して、豊富なネットワークを持つプロジェクトマネージャーのマンツーマン指

導による事業化・起業支援の人材育成プログラムを創設する。このような取組により、チャレンジ精神^{あふ}溢れ将来の起業へとつながる人材を年間100名輩出することを目指す。

- ・破壊的イノベーションを創出する技術課題を公募し、研究開発を支援する「異能vation」プログラムを進める。
- ・「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策間の連携強化を図りつつ推進する。
- ・IoTを支えるネットワークの運用・管理人材の育成について、本年内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始する。

⑥初等中等教育におけるプログラミング教育等のIT・データ教育の実装

「未来の学びコンソーシアム」と連携し、2020年度の新学習指導要領の全面実施を待つことなく、現場のニーズに応じた楽しみながら学べるデジタル教材の開発と学校現場での活用・評価、活用結果を踏まえた教材の更なる改善及び指導事例の蓄積に向けた産業界と教育現場が連携した取組を今年度秋から開始し、来年度から本格展開する。あわせて、新学習指導要領の全面実施に向けて、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。また、学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインを策定する。さらに、学校におけるIT環境整備を加速化させる観点から、学校現場で導入すべきIT関連機器等の整備方針を優良な先進導入事例を参照しつつ本年中に策定するとともに、各自治体の導入状況をフォローアップしていく。また、EdTechやクラウド技術等を活用した民間によるIT教育サービスの振興により、教育課程内外で用いられる教育ツール・教材等の充実を支援する。

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

①多様で柔軟な働き方の実現

- ・長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることを支援するため、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直し等を内容とする労働基準法改正法案について、国会での早期成立を図る。
- ・長時間労働を是正するため、いわゆる 36 協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める労働基準法改正法案を国会に提出する。
- ・仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲を持って働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金を導入するため、パートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正法案を国会に提出する。
- ・労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業を原則として認める方向で副業・兼業の普及促進を図る。
- ・働く方の健康確保のため、産業医・産業保健機能の強化を図る。このため、必要な法令・制度の改正を行う。
- ・柔軟な働き方が普及する中で、最新の技術を活用した健康管理手法等について、好事例の収集、開発・普及支援等を行っていく。また、将来的な導入も視野に入れ、新たな労務管理指標等を検討する。
- ・子育て・介護と仕事の両立や地方への人や仕事の流れの創出等、多様な人材の能力発揮を可能とするテレワークについて、長時間労働を招くことがないよう留意しつつ、その普及に向けて、ガイドラインの改定を行うとともに、関係府省が連携して国民運動等を展開する。
- ・「雇用関係によらない働き方」について、良好な就業形態となるよう、実態を把握した上で、働き手が自律したキャリア・スキル形成を行うことを可能とする支援策を検討・実施するほか、保護の在り方に関する検討等を行う。こうした取組を通じて、企業・組織に属さない働き方を選択肢の一つとして確立させる。

②賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を

上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

③経営戦略としてのダイバーシティの実現

中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、昨年度策定した「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」(平成29年3月ダイバーシティ2.0検討会取りまとめ)も踏まえ、継続的なダイバーシティ経営の取組で成果を生んでいる企業を表彰する新たな仕組みを導入する。

④女性活躍の更なる促進

女性活躍の更なる推進に向けて、「女性活躍加速のための重点方針2017」(平成29年〇月〇日(P:6月上旬予定)すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、女性活躍情報の見える化徹底による労働市場・資本市場における活用の促進、女性活躍に資する働き方、男性の暮らし方・意識の変革、女性に対する暴力の根絶、待機児童解消のための取組等、必要な施策を推進する。なお、若い世代や子育て世帯に光を当てていく中で、個人所得課税の改革について、その税制全体における位置付けや負担構造の在るべき姿について検討し、丁寧に進めていく。

⑤若者や就職氷河期世代の活躍支援

学生等に対する早期からの職業意識形成の支援や業界・企業研究がしやすい環境整備等を行うとともに、就職氷河期世代を含む若者等が活躍できるよう総合的な支援を行う。

⑥障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付

与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力を生かした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。

- ・がん等の病気を抱える方が治療状況に合わせた働き方ができるよう、経営トップ等の意識改革や治療と仕事の両立に向けたトライアングル型のサポート体制の構築等の取組を進める。

iii) 生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

①労働市場における「見える化」の促進

転職・再就職の拡大に向けて、職業情報に関して総合的に提供するサイト（日本版 O-NET）や女性や若者が働きやすい企業の職場情報をワンストップで閲覧できるサイトの創設、技能検定やジョブ・カードの活用促進等により、職業能力・職場情報の見える化を促進する。

②中高年・高齢者の就業・転職促進

年齢に関わりない転職者の受入れ促進のための指針の策定、ハローワークの専門窓口による高齢者への再就職支援の強化や、副業・兼業等の緩やかな労働移動環境の整備等の取組により、中高年・高齢者の就業・転職の促進を図る。また、中高年者が培った経験等を最大限活用し活躍できる環境整備のため、働き手へのキャリア教育の充実、送り出し側でのキャリア面談の徹底、受け手側での外部人材の活躍推進のためのノウハウの獲得、労働市場における求職・求人情報の共有等のトータルパッケージでの対策を講じていく。

③予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争解決システム等の在り方については、『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

iv) 外国人材の活用

第 4 次産業革命の下での熾烈^{しれつ}なグローバル競争に打ち勝つためには、

高度な知識・技能を有する研究者・技術者をはじめ、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる優秀な外国人材について、より積極的な受入れを図り、イノベーションを加速し、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、国際的な人材獲得競争が激化する中、起業家や高度外国人材の更なる受入拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できる戦略的な仕組みを構築する。

①高度外国人材の更なる呼び込み

第4次産業革命の推進や、イノベーション創出のためには、多様な知見を有する高度外国人材の積極的な受入れが不可欠である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から最短1年に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件見直し、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野で我が国への貢献が大きい外国人材の「我が国への貢献」に関するガイドラインへの追加等に取り組んできたところ、我が国の高度外国人材に対する入管制度は国際的にも「極めてオープン」となってきた。起業家や高度外国人材の更なる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの下、高度外国人材の在留資格認定申請を原則10業務日以内に審査する「高度外国人材ビザ・ファストトラック」、外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈などの周知を含む我が国の入管制度や、外国人の生活環境や就労環境の改善状況について、ハイレベルを含め、在外公館・日本貿易振興機構（JETRO）等と連携しながら国内外に向け積極的な広報活動を行う。また、特に企業のイノベーションに結びつく高度IT人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討に着手する。

②生活環境の改善

可能な限り早期に、必要とする全ての外国人子弟（小・中学生）への日

本語と教科の統合指導（JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム）の提供を含め、日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

③就労環境の改善

外国人材の活用を含むダイバーシティ経営の実践を促すため、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」も踏まえ、先進的な企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施する。こうした取組等を通じ、我が国企業に対して、外国人登用に関する全体戦略の構築や、外国人を含めた全社的な人材マネジメント・職務内容の明確化・公正な評価の仕組み、英語でも活躍できる環境等の導入をはじめとした高度外国人材を積極的に受け入れるための就労環境整備を促していく。

④外国人留学生の就職支援

ODA等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・還流事業である「イノベティブ・アジア」事業により、本年度から2021年度までの5年間でアジアのトップレベル大学等の1,000人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の12大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

⑤ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

小売業において、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とするため、「製造業外国従業員受入事業」の仕組みを参考とした制度について、本年度内の開始に向けて具体的な制度設計を行う。また、製造業、小売業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、当該仕組みを参考とした制度構築の可能性及び必要性について、引き続き検討を行う。

⑥ 建設及び造船分野における外国人材の活用

外国人建設就労者受入事業は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020 年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる 2018 年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても同様の制度を実施してきており、造船分野においても同様に運用を見直す。

⑦ 在留資格手続きの円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成 30 年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めるなどし、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。

そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。

⑧ 外国人材受入れの在り方検討

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指す。

⇒2015 年：1,209 億円

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を4%以上とする。

⇒2015 年度：3.56%

《KPI》ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を2022 年までに倍増することを目指す。

⇒2013 年～2015 年の3か年平均：0.029%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・国立研究開発法人が持てる力を最大限発揮し、産学官で我が国の在るべき将来像を共創する中核としての役割がより高まっている。

これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、イノベーションナショナルシステム構築が行われた。今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。

このため、研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の1%にすることを目指すこととする。期間中の GDP の名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。また、2025年までに大学・研究開発法人等に対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とすることを目指す。このため、大学等の有する優れた基礎研究力の強化・活用、我が国が強い分野への資源の集中と大学等における産学官連携体制の抜本的な強化、ベンチャーの自発的・連続的創出、AI等の新たな技術を社会に取り入れること、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」（平成28年12月21日経済社会・科学技術イノベー

ション活性化委員会策定)を推進する。これに向けて、以下の取組を行う。

i) 大学のインセンティブ設計の抜本的強化

- 大学のイノベーション力強化には、産学連携も含む大学の取組を評価しその結果を見える化しながら、投資を呼び込み自己収入を獲得する経営への転換の一層の促進、独自経営に活用できる多様な資源の獲得を加速し、大学がその資金を再投資して教育研究活動が充実し、更なるイノベーションが生まれる好循環の仕組みを構築することが重要である。このため来年度から本格実施することとしている、各大学が設定した定量的なKPIを基準として取組実績を評価し、結果を国立大学法人運営費交付金の重点配分に反映するルールに関し、大学の積極的な取組に対して投資が集まるよう評価結果の周知を強化する。併せて、共同研究に取り組む教職員が処遇及び環境で適切に評価・支援される人事制度改革などの大学の取組に対する評価等を通じて良い取組を周知し、先進的取組を促進する。
- 産学官連携の国の施策についても大学への投資の呼び込みを促すため、課題選定時の審査要件に産業界の投資誘発効果を、採択先選定の評価項目には「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議策定)の対応状況を本年度より追加する。
- また、本年度から全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるデータを整備して毎年公開し、産業界が本データに基づき各大学の取組を評価し、共同研究の連携相手として有望な大学を選べるようにする。
- 本格的な産学官連携体制の実施等を要件とする指定国立大学法人制度を本年度開始する。また、企業等と連携し学際領域や我が国が強い分野の最先端教育を提供する卓越大学院プログラム(仮称)については、来年度の本格実施を目指し、本年度中に各大学の構想の具体化を加速させるとともに、審査等の具体案をまとめる。

ii) 我が国が強い分野への重点投資

- 「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」(平成29年4月21日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指すこととする。また「科学技

術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による民間研究開発投資の誘発等によって、民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3% にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4% 以上とすることを目標とする。

- 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、来年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、民間の研究開発投資誘発効果の高いターゲット領域への各府省施策の誘導等を行う。
- 世界の Center of Excellence を目指し、組織の長のトップマネジメントの下、内外のトップ研究者を結集し、世界トップレベルの大学・研究開発法人の研究拠点がベンチャーを含む産業界と連携してイノベーションを生み出せるよう、来年度中に少数の拠点に絞りリソースを集中投下する。加えて、現在の取組の検証の上、将来的に世界トップを狙える分野の拠点整備について検討する。
- AI 開発やビッグデータ処理を加速するためのスーパーコンピュータ含む国際的に優位な学術情報通信基盤の強化に向けて検討するとともに、大学と併せ共同研究する企業等も活用できるようにする。
- AI に関する司令塔機能を強化しつつ、「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」（平成 29 年 3 月 31 日人工知能技術戦略会議取りまとめ）に基づき産学官で連携し、生産性、健康／医療・介護、空間の移動の各分野について社会への取り込みを目指し本年度中にオープンイノベーションによる研究開発プロジェクトに着手する。また、AI 学習効率の向上、自然言語処理、ディープラーニング翻訳、超高効率 AI 処理に資する半導体及び革新的センサー等の基盤技術開発及びその組み込みシステムへの適用を加速する。
- AI の開発や社会に取り入れることを促す観点から、国内外の民間等の議論を踏まえ、開発者が留意すべき基本的な原則について、関係行政機関が連携しつつ、人工知能技術戦略会議において、開発者等と対話しながら国際的な議論に積極的に貢献する。

iii) 大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進

- 経営トップ配下の強力な権限で、優れた研究者を部局を超え組織化し、事業化・知財等の専門人材により産学官連携を集中管理する新体制を来年度中に構築するとともに、地方大学支援のため来年度中の全国 5

か所での優れた技術移転機関の契約・事業化ノウハウの横展開について検討する。

- ・大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、施設の戦略的なりノベーションを行う。また、土地等の保有資産の新しい活用モデルを全国の大学で広めるため、時代にそぐわない制度の見直し方針を本年度中に策定するとともに、大学等への土地、株式の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具体的な方策や制度の在り方について検討する。
- ・本年度早期に、大学等がベンチャーを支援する場合、コンサル料・施設利用料としても新株予約権を取得可能とし、新株予約権を行使して取得した株式も、当該株式公開後、一定の期間、保有することを許容する。

iv) 産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進

- ・科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを体系的に整備し、客観的根拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する。
- ・運営費交付金等の基盤的経費の確保を図りつつ、競争的資金をはじめとする公募型研究資金の更なる拡充を目指すと共に、間接経費に関する考え方や、研究費不正に係る応募資格制限の考え方等について、関係府省間で統一的な運用を図り、より効果的・効率的な予算執行を実現する。また、公募型の補助事業等と大学・国立研究開発法人の改革における取組の連携を促進する。
- ・科学研究費助成事業の安定確保・充実強化のため、「科研費改革の実施方針」（平成29年1月27日文部科学省改定）に基づき、「科研費審査システム改革2018」や「科研費若手支援プラン」の実施等を通じた改革を本年度から進める。
- ・優秀な人材が研究者を目指すよう、卓越研究員事業の推進等により若手研究者の安定・自立した研究環境を確保する。また大学等における優れた人材育成・人事システム改革を加速する方策を来年度中に構築する。
- ・官民協同した研究課題コンペティションやアワード型制度など、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法について検討、今年度中に結論を得る。
- ・基礎研究とその成果を活用した概念実証の支援や、将来にわたり継続

的に民間投資を誘発するための方策について来年度から改革を実施する。

- ・産官でマッチング事業等を担う人材が事業や組織を超えて自在に連携できる自律的コミュニティを確立する協議会を本年度から立ち上げる。
- ・産学官連携を支える先端的な放射光施設等の研究施設・設備の共用ネットワークを推進・構築するとともに、来年度末までに研究組織内共用システムを 70 組織を目指して展開する。また、産学官が利用できる物質・材料開発等の研究開発に資するデータベース及び解析ツール等の構築・利活用に向けて、本年度からデータ収集や解析手法の開発等を進める。
- ・地域大学等の特色ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進し、地域におけるイノベーションエコシステムの形成を図る。

v) 世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み

- ・産学官で連携しシリコンバレーやアジアなど学生も含めた海外派遣の拡充、起業関係者とのネットワーク形成等を通じ、大学生や独創的なアイデアを持つ未踏 IT 人材等の起業の一貫した支援を来年度中に開始する。また、独創的な ICT 技術課題を発掘する「異能vation」プログラムを進める。
- ・デジタルサイエンス分野において、若手研究者の日米相互受入れ等を図るコンソーシアムを本年度中に形成する。
- ・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきた高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・日本貿易振興機構 (JETRO) 等と連携しながら積極的に対外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。

vi) ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速

- ・大企業によるベンチャーの M&A などイノベーションを創出するためのファンド機能の強化を検討する。
- ・国立研究開発法人の研究開発成果を一層イノベーション創出につなげていくため、業務・財務の健全性確保等に配慮した上で出資業務の更

- なる活用の在り方について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・企業や投資家の共同研究・投資に資する大学等の研究者や技術シーズのデータベースを本年度中に 300 社分構築し、国内外に発信する。また、ベンチャーや企業、ベンチャーキャピタル等と共に整理したベンチャーと企業の連携に係る課題解決策の周知、地方公共団体や地域産業界・金融機関等の起業家支援機能の強化のためのメンター派遣等によりベンチャーの成長を支援する。さらに、素材等の研究開発型ベンチャーの技術の早期実用化を支援するため、必要な生産設備を備えた企業とのマッチングを来年度中に実施する。
 - ・共同研究における特許を機動的に活用しベンチャー創出等につなげるため、大学等の単独所有とするモデルを本年度中に構築する。
 - ・機関投資家によるベンチャーキャピタルへの出資促進や投資環境の向上を図るため、ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル契約等の知的インフラを整備し、本年度中に実証を開始する。
 - ・社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーの活性化や効果的な活用の促進に向けた支援等の在り方を検討する。
 - ・国の技術ニーズに照らして政府調達における研究開発型中小・ベンチャーの活用を促進する試行的取組を本年度から開始する。また、宇宙・海洋・防災等の基幹技術の研究開発において、ベンチャー等の外部技術を積極的に活用するための技術領域を本年度中に設定する。
 - ・法人インフォメーションと連携し、政府の支援策の申請様式の共通化・オンライン化によるワンストップ申請システムの試行運用を本年度中に開始するとともに、他の手続への展開も視野に本格運用に向け課題を整理する。

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

1. 規制の「サンドボックス」の創設

(1) 新たに講ずべき具体的施策

急速に進展しているAI・ビッグデータ・分散台帳技術・自動飛行・自動走行をはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証する機会を確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを喚起し我が国経済を活性化する必要がある。

このため、具体的な社会実証を通じてイノベーションを促進する仕組みとして2つのアプローチから成る規制の「サンドボックス」制度を創設する。

第1に、プロジェクト単位の取組として、参加者や期間を限定することにより、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを、既存の枠組みにとらわれることのない白地の形で創設する。

第2に、国家戦略特区において、事前規制・手続の抜本的見直し等により実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設する。

i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」の創設

- ・イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、試行錯誤のための社会実証を積み重ねることが不可欠である。試行錯誤のための社会実証がなされなければ、必要なデータ等を取得することができず、規制当局に対して「このようにやればうまくいく」という具体的なニーズを十分に証明することができないという悪循環を招来する。こうしたイノベーションは想定外のスピードで進展するため、従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れ、ガラパゴス化してしまう懸念がある。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」について、必要な法制上の措置を講じる。
- ・その際、こうした取組の実行に当たり関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築する。
- ・実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証が上手くいかなかった場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実

証により得られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかす。

- 各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ直轄の部局とする。
- 年内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、次期通常国会までに関連する法案を提出するなど必要な措置を講ずることとする。

ii) 国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する取組

- 国家戦略特区において、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を速やかに実現する。
- その際、i)の制度の基本的考え方を踏まえつつ、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。
- 現在国会提出中の国家戦略特別区域法の改正法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

【後掲】（5.「国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載。）

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。

⇒2016年10月公表時26位（前年比2位後退）

《KPI》2020年3月までに重点分野¹の行政手続コストを20%削減する。

※今回、新たに設定するKPI

(¹「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に示された9つの重点分野。事項によっては2022年3月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。以下同様。)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

これまで政府は、政府のポータルサイト e-Gov を整備するとともに、個別の規制改革、行政手続の簡素化を積み重ねてきた。「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、外国企業目線で、「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」(平成29年4月24日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定)をまとめ、法人設立時の出資金払込等の手続の改善等、必要な措置を講じた。国内企業目線で、「技術革新に合わせた行政手続の革新」、「行政手続の重複排除」という観点から、スマート保安などの先行的な取組を未来投資会議構造改革徹底推進会合において決定し、着手した。また、更に事業者の負担を抜本的に改善するために、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%削減に取り組むという大きな一歩を踏み出した。

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組む

ことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと（ワンスオンリー）を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化（ワンストップ化）を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータや人工知能（AI）といった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることが、なぜ日本でできないのか、という観点から、不断に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底

- ・「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に沿って、各省庁は事業者目線で 2020 年 3 月までに事業者の行政手続コストを 20%削減する。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率 100%等、別途数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年 6 月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年 3 月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。
- ・各省庁は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月●日 IT 総合戦略本部決定）及びこれに基づき本年中に策定する政府横断的な実行計画を踏まえ、来年上半期を目途に、行政手続のオンライン化を含めた中長期的な電子行政推進の計画を策定する。その際、規制改革推進会議行政手続部会が定める重点分野等を踏まえる。あわせて、

各府省システムと法人インフォメーションとの連携による政府機関間の情報共有など、横断的課題への対応の方向性を示す。

- ・国民や事業者のニーズが高く、早期の効果発現が見込まれる分野等を、本年内に重点分野として設定し、先行的に BPR を実施するとともに、成果の横展開や他分野への拡張を行う。また、地方公共団体の IT 化・BPR を推進し、業務の共通化・標準化等を行いつつ、本年度末までのクラウド導入市区町村の拡大（約 1,000 団体）、さらには情報システム運用コストの圧縮（3割減）を図る。

ii) デジタル時代の公共サービスの提供

- ・本年 3 月に取りまとめたマイナンバーカード利活用推進ロードマップに基づき、子育て、相続などライフイベントに係るサービスのワンストップ化・API 連携等によるマイナポータルの利便性向上、スマートフォンの活用等アクセス手段の多様化のほか、マイキープラットフォームの活用による地域経済応援ポイントの導入、チケットへの活用、公的個人認証と連携した民間認証の普及、券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。
- ・法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携 API を活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携 API 等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・貿易手続に関し、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官公庁や民間事業者が一堂に会して制度面や技術面など総合的な観点から検討する官民協議体を今夏までに立ち上げ、速やかに検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

iii) 技術革新に合わせた行政手続の革新

- ・起業家目線で政府の支援策をスピーディーに活用できるワンストップ申請システム（ベンチャー支援プラットフォーム）について、本年度から試行的な運用を開始する。また、法人インフォメーションとの連携による法人基本情報のワンスオンリー機能や、中小企業向け補助金等への展開について検討を行い、本年度中に一定の方向性を得る。
- ・ブロックチェーン技術について、本年度中を目処に、政府調達や申請手続等の分野で、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、電子委任状に係る制度やサンドボックス制度の活用、個別機器等の分散型認証の仕組みの構築やブロックチェーンに記録されるデータの真正性確保やアクセス権確認のための公的個人認証の活用、スマートコントラクトを活用した手続の効率化の促進等の実現に向けて、運用・ルール面の課題について検討する。その結果も踏まえ、こうした新たな技術も取り込んだ業務改革により、効率性や利便性の向上に資する革新的な電子行政の実現に向けた計画を、来年度を目処に策定する。
- ・化学物質審査について、事業者の試験に要する負担を軽減するため、これまで申請されたデータ等のAI分析を本年度より開始し、動物試験に係るスクリーニング試験の不要化を目指す。また、化学構造コードを用いて審査書類を作成することで、事業者の負担や申請処理の迅速化・効率化につながる新システムを2019年度から運用することを目指す。
- ・産業保安に関し、IoT・ビッグデータ等を活用して常時監視を行うなどの高度な自主保安を行う事業者に対して規制上の優遇措置を認める高圧ガス保安法における「スーパー認定事業所」を着実に実施する。また、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、現状紙で窓口に提出されている年間約25万件の産業保安法令に基づく申請について、安全を前提とした手続の簡素化、IT化を行う。2019年度中の電子申請システム利用開始を目指す。
- ・鉱業法に基づく鉱業権の登録手続等の電子化による行政手続の簡素化や鉱区情報等のデータ利活用促進を通じて、石油・天然ガスなどの鉱業分野に資金力・技術力のある民間企業が広く参画しやすい事業環境の整備を図る。2019年度中のシステム供用開始を目指す。
- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセ

スにおいて ICT 等を全面的に活用する i-Construction を推進し、最先端技術の現場実装によって建設工事の検査日数を 5 分の 1 に短縮、検査書類を 50 分の 1 に削減するなど、2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(1) KPI の状況

《KPI》大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準として4%台を目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》大企業（資本金10億円以上）の従業員一人当たりの付加価値額（＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／従業員数）について、今後10年間に400万円増やすことを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

これまでの継続的な取組により、企業の取締役会の構成の変化や投資家の企業との対話に臨む姿勢の積極化、また、政策保有株式の縮減に向けた動きなど、コーポレートガバナンス改革には着実な進展が見られる。

他方で、我が国企業は、欧米企業と比較すると、事業ポートフォリオの転換などが十分に進まず、収益力の面で未だ改善の余地がある。第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、取締役会などの適切な監督の下、中長期的な視点に立った投資家との「建設的な対話」を通じて、経営陣が果敢にリスクテイクを行い、中長期的な企業価値の向上に向けた投資や事業再編を進める必要がある。

このため、引き続き、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組を深化させるとともに、大胆な事業再編を後押しする制度改革など、中長期的な企業価値の向上を促すための取組を進める。

①コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

企業と機関投資家の中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実効性を向上させることで、コーポレートガバナンス改革の進展を更に後押しするため、本年5月、スチュワードシップ・コードを改訂し、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を求めるとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化した。

アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、「スチュワ

ードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論・検討等を通じて、以下のような取組の強化を促していく。

- ・機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、ガバナンス・利益相反管理の強化、議決権行使結果の公表の充実、自己評価、運用機関に対するモニタリング、企業側に「気づき」をもたらす付加価値の高い対話などの実効性あるスチュワードシップ活動等
- ・上場企業による、資本政策を含む経営方針・経営戦略、経営状況等、投資家との建設的な対話に資する情報提供や、より実効的な対話等の実施
- ・経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たすことを確保するための、客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
- ・株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示と保有の合理性のない政策保有株式の縮減

また、我が国におけるコーポレートガバナンスに関する取組への国際的な理解を高めていく観点から、これらの取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。

②経営システムの強化、中長期的投資の促進

- ・「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGS ガイドライン）（平成 29 年 3 月 31 日経済産業省策定）の普及・周知を進めるとともに、企業における指名・報酬委員会の活用状況、経営経験者の社外取締役についての活用状況、インセンティブ報酬に関する導入・開示の状況等を本年度中に分析・公表する。
- ・我が国においては社長・CEO が取締役を退任した後も、当該会社において相談役、顧問等の役職及び地位を得て、社外活動や社内への指導助言等、引き続き一定の役割を担うという慣行が存在している。コーポレートガバナンスに関する透明性向上の観点から、退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度を株式会社東京証券取引所において本年夏頃を目途に創設し、来年初頭を目途に実施する。

- ・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、引き続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化、株主総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定するための環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。
 - －特に、開示情報の充実に向けた環境整備の一環として、株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、結論を得る。
 - －株主総会の開催日の柔軟な設定を可能とするための法人税等の申告期限延長の特例の適用等について、手続等の整備・周知を図る。また、対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者による取組の進展についてフォローアップを行い、内外に情報発信していく。
- ・「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 -」（価値協創ガイダンス）（平成29年5月29日経済産業省策定）を踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析及びそれを推進する場の設置、機関投資家による運用機関に対するガイダンスの活用促進、非財務情報へのアクセス向上を目的とした関係者による取組を行う。また、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を行う。これらの取組等を通じ、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む情報提供や対話、投資手法の普及・発展を図る。

③企業の情報開示、会計・監査の質の向上

活力ある資本市場を実現し、持続的成長を図る企業に対する円滑な資金供給、国民の安定的な資産形成を実現するためには、投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供されること、また、こうした開示が効果的かつ効率的に行われることが必要である。

グローバル化、技術革新の進展等により、上場企業が経営課題の複雑化に直面する中、上場企業による総合的で分かりやすく充実した情報開示を促進するため、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きつつ、開示の在り方について総合的な検討を行う。

あわせて、我が国で用いられる会計基準の品質向上、複雑化する企業活動に対する適正な会計監査の確保に継続的に取り組むことで、企業に

よる情報開示の信頼性を確保していく。

ア) 企業による情報開示の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、2019 年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- ・ 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る。
- ・ 本年1月27日に開催された未来投資会議における議論も踏まえ、金融審議会において、企業・投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、市場や開示をめぐる環境が変化している中で十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略やガバナンス情報等を含む上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方について総合的な検討を行い、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始する。
- ・ 決算短信については、本年2月に、自由度を高め、「速報」としての役割に特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しするための見直しが行われた。当該見直しの効果の分析結果や、国際的な状況や議論も踏まえ、四半期開示については、義務的開示の是非を検証しつつ、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きながら、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等について検討を行い、来年春を目途に一定の結論を得る。
- ・ 引き続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化や、株主総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定するための環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。【再掲】

イ) 会計基準の品質向上

我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、関係機関等と連携して、国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進、のれんの会計処理等 IFRS に関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けて必要な取組を推進する。

ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保

監査法人が、実効的な組織運営の下で高品質な会計監査を提供することで、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立するため、監査法人のガバナンス・コード（平成 29 年 3 月 31 日金融庁策定）を踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップや、業務管理態勢の検証等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図る。

④事業再編の円滑化

第 4 次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性を見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

①家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、積立 NISA を含め、NISA 制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

金融商品の販売・開発等を行う全ての金融機関等が、「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月 30 日金融庁策定）を踏まえ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことで、家計の

安定的な資産形成を促進する。

- ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等
 - ・家計の安定的な資産形成を促すため、積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進を図るほか、ジュニアNISAについて手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。
 - ・また、家計の投資に関する知識（投資リテラシー）が深まるよう、実践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資産形成に関心のなかった層も対象に、確定拠出年金制度や職域でのNISA制度の利用を促進する。
 - ・上場投資信託（ETF）が国民の安定的な資産形成に活用されるよう、ETF市場の流動性の向上、ETFの認知度の向上等に関する市場関係者の取組を政府として促していく。

イ) 「顧客本位の業務運営」の定着

「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関等において、実効的な取組方針を策定する等の取組を進める際に、その取組が形式的なものに止まることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった実質を伴う形で確立・定着していくことが重要である。したがって、金融庁において、各金融機関等の取組方針と取組の実態が乖離していないか等についてモニタリングを行い、それを通じて把握した事例等の様々な形での公表を検討する。また、各金融機関等に対し、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針等に盛り込んで公表するよう働きかける。

ウ) 株式等の高速取引への対応

市場の安定性や効率性、投資家間の公平性、中長期的な企業価値に基づく価格形成、システムの脆弱性等の観点から懸念が指摘されている株式等の高速取引への制度的な対応を図るため、金融商品取引法の一部を改正する法律を施行し、市場の公正性・透明性・安定性を確保するための環境整備を推進する。

エ) 中長期的な投資の促進に向けた取組

中長期的な視点からの投資を促進することにより、投資先企業の持続的な成長を図るとともに、投資家にとって中長期的な投資リターン

の拡大を図ることで、日本経済全体の好循環を実現することも重要な課題である。

このため、積立を利用した長期・分散投資の普及・促進や、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への更なる深化、高速取引に関する登録制の導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に取り組む。

オ) 金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・ 決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年5月1日のT+1化、株式・社債等については2019年4月又は5月のT+2化の実施に向けた、日本証券業協会等による各種の取組の着実な実施を促す。
- ・ 引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

カ) 金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化

金融規制に関する国際的な議論が、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立といった日本の考え方と整合的なものとなるよう努めていく。また、低金利環境やテクノロジーの進化など、国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して国際的な意見発信などを行い、議論に貢献する。加えて、金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、海外当局との間の監督協力・技術協力を強化するほか、「グローバル金融連携センター」における新興国当局職員の受入れを通じて知日派を着実に育成する。

キ) 東京国際金融センター構想の推進

金融面において、東京が魅力あるビジネスの場として認知され、世界中から人材、情報、資金の集まる拠点として発展していくことは重要である。こうした観点からは、年金基金などの世界有数のアセットオーナーの存在が我が国の強みの一つと考えられる。これを踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等について、金融業の登録申請等をスムーズに進め、「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していく。

また、その際、海外当局との連携を強化し、海外で実績のある海外資産運用業者の円滑かつスピーディーな登録を図る。

さらに、我が国の国際的なプレゼンスを高め、東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、本年4月、金融分野における国際機関の事務局としては初めて我が国に開設されたIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていく。

ク）個人型確定拠出年金（iDeCo）や企業年金等の普及・充実

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の円滑な施行や中小企業等への周知を図るとともに、リスク分担型企業年金制度の周知や、年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進等を通じて、iDeCoや企業年金等の普及・充実を図る。

②金融仲介機能の質の向上

金融機関は、人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化に適時適切に対応し、我が国産業・企業の持続的成長を金融面から支援することが期待される。こうした観点から、金融機関の健全性確保や、経済や市場のストレス時でも金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく企業価値向上につながるアドバイスとファイナンスの提供といった質の高い金融仲介機能を発揮すること等を通じ、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等につなげていく。

ア）我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等

金融機関は、経済・市場の大きな変化に機動的に対応し、金融仲介機能を安定的に発揮することを通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組を金融面から支援することが求められる。こうした観点から、金融機関における強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。特に、システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。また、国際金融規制の見直しや足元の低金利の状況等も踏まえ、金融機関に対しては、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。地域金融機関については、地域における人口減少等の継続を踏まえ、自らのビジネスモデルを検証し、将来にわたって健全性を維持し金融仲介機能を円滑に発揮していくため、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて具体的かつ有効な取組を行うよう促していく。

イ) 金融仲介機能の更なる充実・強化

金融機関が企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関も安定した顧客基盤と収益を確保する取組（顧客との「共通価値の創造」）は金融機関の持続可能なビジネスモデルの有力な選択肢であるとともに、地域経済の活性化にもつながる。

こうした観点から、金融機関が担保・保証に過度に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスが行われるよう、引き続き金融機関の組織的・継続的な対応を促しつつ、諸般の取組を行う。【後掲】

ウ) 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつ、民間からの成長資金の供給を促すため、引き続き機能発揮に向けた取組を検討する。

4. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2015 年度の事業規模（2017 年 1 月時点の数値）

- ・ PPP/PFI 事業：約 9.1 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.1 兆円

（2）新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものである。こうしたことから、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」（○年○月○日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。）に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

そのため、公共施設等運営権方式が重点的に対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野（成長対応分野）」と「水道、下水道、有料道路、公営住宅、公営発電施設、工業用水道など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野（成熟対応分野）」に分類し、以下に掲げるそれぞれの分野特有の課題の解決を図る。

これにより、事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを構築し、納税者や利用者の立場に立って、公共サービス・資産の担い手を、官と民から適切に選択されるようにすることが重要である。

そして、この仕組みは官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していくことが重要である。そのためのガイドライン、改善メカニズムを含めた推進体制を整備し、運用していくための施策も併せて実施する。

i) 成長対応分野で講ずべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・北海道における7空港（新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港）での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、イコールドフットイングの確保や特定地方管理空港運営者制度の活用のため必要な施策を実施し、アクションプランに掲げられた「5原則」に基づき、2019年までに運営権者選定を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。
- ・水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連

する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。

- 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成 28 年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。
- 公営発電施設については、重点分野の指定と数値目標の設定について検討し、本年度中に結論を得る。
- 林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行うことにより現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案の公募を本年中に実施する。

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

- 官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI 法について所要の措置を講ずる。
- 上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。
- 適切なマーケットサウンディングの方法（開示すべき情報・項目と対話の方法等）について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- 管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、

運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないようにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。

- 運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- 関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給すること)の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- 運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に対応することができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。
- 公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織のあり方（外部の中立的な専門機関の組成を含む）について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。

①ガイドライン化されたルールの運用と遵守徹底

分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。

②入口から出口までのハンズオン支援の実施

公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。

③関係省庁との協議のワンストップ化

新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。

④PDCA サイクルの確立

全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させることができる仕組みであるべき。

⑤管理者と運営権者の間での調整・仲裁機能の確保

公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取り組みを常に生み出せる仕組みであるべき。

- これらのほか、「アクションプラン」に掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。
- 我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。

5. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る

⇒2016 年 10 月公表時 26 位（前年比 2 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）

⇒2016 年 10 月公表時 3 位（前年比 1 位上昇）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

（残された「岩盤規制」の改革等による国家戦略特区の加速的推進）

「国家戦略特区」については、2013 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、2015 年度末までの 2 年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

また、昨年度からは、国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、本年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。

なお、これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 70 以上となっており、特に、都市計画の迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、2014 年 5 月、2015 年 8 月、昨年 1 月と 3 次にわたり指定してきた 10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」）において、合計 242 もの事業が、それぞれ 83 回、30 回開催した国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、本年 3 月には、「日本再興戦略 2016」に盛り込んだ規制改

革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、前述の6つの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正法案を、国会に提出しているところである。

i) 迅速な事業の具体化・実施

現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。

その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

ii) 更なる規制改革事項の追加

国家戦略特区に関し、特に前述の重点的に取り組むべき6つの分野・事項など、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、規制の「サンドボックス」制度の創設などの以下の規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針において、「少なくとも年2回は提案募集を実現する」としていることに基づき、本年についても夏の間全国の地方公共団体や民間からの提案募集を行う。

（「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設等）

① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設

- ・国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を^{けん}牽引する「近未来技術の実証」を高い頻度で行うことにより、地方発・全国初のイノベーションを加速的に推進することが重要である。
- ・このため、国家戦略特区において引き続き、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、諸外国の「規制の砂場（レギュラトリー・サンドボックス）」を参考に、国家戦略特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を、速やかに実現する。
- ・具体的には、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案の規定に基づき、具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとするが、その際、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進

- ・『日本再興戦略』改訂2015や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年11月の仙北市における無人バスの実証実験や、本年3月の東京都（大田区）における第1回「サンドボックス分科会」の開催などの取組を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・また、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指すため、本年中を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、
 - 遠隔型自動走行システムの公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路交通法上の道路使用許可に係る規制・手続の見直しや明確化
 - ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道

路運送車両法上の保安基準（代替の安全確保措置）に係る規制・
手続の見直しや明確化

等を検討し、可能な限り早急に所要の措置を講ずる。

- ・また、実証実験を実施しようとする民間事業者等からの要望に基づく無人自動走行等に係る新たな制度的・技術的課題として、
 - － 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象（現行は運転手個人）の在り方
 - － 信号情報について、車両上のカメラ等で検知できない場合も想定した上での、特区自治体や事業者への円滑な提供
 - － 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現
- 等についても、国家戦略特区ワーキンググループや各特区の区域会議等において、事業実現に向け、早急に論点整理を行っていく。
- ・さらに、前述の国家戦略特別区域法改正法案の成立後、同法案にも規定した、民間事業者に対し関係法令上の手続に係る各種相談への対応や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行う「近未来技術実証ワンストップセンター」を、東京都や仙北市、愛知県等の区域会議の下に速やかに設置し、公道実証実験に係る道路管理者や警察などの関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進

- ・『日本再興戦略』改訂 2015」や「日本再興戦略 2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年4月の千葉市や7月の仙北市における実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ドローンについては、来年頃には山間部などニーズの見込まれる地域における目視外飛行を実現することを目標としているが、本年中に予定している千葉市の沿岸海上などの国家戦略特区における実証実験については、当該目標を前倒しして実現することを目指し、安全を確保しつつ、事前の規制・手続を最小限のものとする必要がある。
- ・具体的には、例えばドローンが水上に安全に着水するための各種装置の整備や熟練者による操作の義務付けを検討するなど、特区自治体と事業実施者に対して具体的安全対策の提示を求めるとともに、前述の「近未来技術実証ワンストップセンター」を、千葉市等の区域会議の

下に速やかに設置し、漁業を含む船舶関係者や国土交通省などの幅広い関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

(幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など、重点的に取り組むべき6つの分野・事項等の推進)

④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等

- ・ 国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、2015年7月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に加え、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案には、「クールジャパン・インバウンド人材」や「農業人材」についても、特例措置を盛り込んだところである。
- ・ 引き続き、これらの外国人材の受入れに係る事業計画の認定を着実に行っていくとともに、関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、国家戦略特区において受け入れるべきその他の幅広い外国人材についても、地方公共団体や民間からの提案等に基づき、必要な検討を進めていく。
- ・ 特に、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、地方公共団体と国の行政機関で構成する「協議会」を核とした適切な管理の下、一定水準以上の技能等を有する農業支援外国人材の在留を通算3年間可能として、当該人材が、雇用契約を結ぶ特定機関から農業経営体に派遣され農業支援活動に従事することにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大等による農業の成長産業化・国際競争力の強化を図る。

⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進

- ・ 都市の国際金融機能の強化に向け、フィンテック分野等への外国企業の進出を促進するため、地方公共団体の支援の下、国内金融機関や投資家等とのネットワークを構築した外国人が帰国することなく継続して創業活動を行うための対応の在り方について検討し、本年中に結論を得る。
- ・ また、金融外国人材の受入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該人材の親や家事使用人の帯同要件の在り方について検討し、本年中に結論を得る。

⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し

- ・待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定について、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。

iii) 指定区域の追加等

全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、本年中を目途に、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある地方公共団体に対しては国家戦略特区の4次指定を実現する。

なお、現在、被災地等において、復興支援及び被災地を拠点とするイノベーションの推進を図るため、様々な近未来技術を活用する取組が積極的に行われている。また、これらの取組等により、第一次産業や観光分野等を中心とした被災地の活性化が期待されるところである。

こうした観点から、国家戦略特区の4次指定については、特に、被災地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく必要がある。

iv) 成功事例等に係る広報・PR活動の抜本的強化

国家戦略特区における成功事例等の広報・PR活動の抜本的強化を図ることにより、指定区域以外の地方公共団体・民間事業者にも規制改革による経済成長及び地域活性化に向けた取組の可能性を示し、国家戦略特区の効果を全国に拡大していく。

具体的には、これまでも取り組んできている内閣府・地方公共団体主催によるシンポジウムの開催や、テレビ番組・パンフレット等の作成については一層の拡充を図るとともに、現在、東京都と養父市に設置している内閣府と特区自治体との「特区推進共同事務局」等を通じた体制強化を図ることにより、特区ごとの広報総合戦略を抜本的に強化する。

6. サイバーセキュリティの確保

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す

⇒2017年4月1日：4,172名

(2) 新たに講ずべき具体的施策

あらゆる場面で快適で豊かに生活できる超スマート社会、Society 5.0では、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤になる。データ利活用等を通じたイノベーションを社会に取り入れていくことによって国民生活の利便性が今後更に高まっていくことが期待される一方、技術の発展を背景とした攻撃手法の高度化・大規模化、防護対象の拡大等によってサイバーセキュリティ上の脅威は確実に高まっている。したがって、サイバーセキュリティ対策は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における万全の対策実現や経済・社会活動の安定確保に不可欠な「未来への投資」となる。今後は、現行のサイバーセキュリティ戦略にとどまらない抜本的な取組を検討し、政府機関及び重要インフラ等に関する取組強化、IoTセキュリティの強化、セキュリティ人材の育成等の必要な取組を官民を挙げて迅速かつ強力に推進していくべきである。

特に、情報通信、電力、金融等の重要インフラについては、その機能が停止・低下した場合には国民生活・企業活動に重大な悪影響を及ぼしかねない。障害・事故情報に限らず、その予兆段階と思われる情報を含め、各分野から広く情報を集約するなど、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組み等を検討していくことで、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を確保していく必要がある。

- ・本年夏にサイバーセキュリティ戦略本部(NISC)が取りまとめる「2020年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方」を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、政府機関及び重要インフラ等に関する取組強化、IoTセキュリティの強化、セキュリティ人材の育成、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化等を図る。
- ・重要インフラ防護については、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、サービスの安全かつ持続的提供の観点か

らその具体化を行う。これを含め、NISC が官民連携の活性化を進める結節点として機能するよう、専門機関等を活用し、障害・事故情報に限らず、予兆段階と思われる情報を含めたサイバーインシデント関連情報を集約・分析し、関係主体と共有する体制強化を図るとともに、その情報を対処につなげることができるよう、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組みについて本年度中に結論を得て、速やかに必要な制度的措置等を講じる。

- IoT システムの設計・開発・運用に係る概念について、国内において官民が連携してモノ・ネットワーク、システム等に関する各種基準等への組込を促進するとともに、その国際標準化に積極的に取り組み、国際標準を踏まえた安全、高品質な IoT システムの実現を通じて、国際的な競争力強化を目指す。また、IoT 機器のセキュリティ対策の強化に向けて、継続的かつ広範な実態の把握、利用者等への対策の実施・周知、同様の被害を防止する取組等を推進するための官民等の関係者による連携の枠組みを本年度中に構築し、必要な対策を推進する。
- 「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成 29 年 4 月 18 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策間の連携強化を図りつつ推進する。
- セキュリティ産業の活性化を推進するため、需要・供給両面から取組を進め、好循環を生み出す。需要面に関しては、政府が積極的に調達すべきセキュリティ製品・サービス分野及び要件の明確化とリストの改定による活用の奨励、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等の普及啓発によって中小企業も含めた経営層の更なる意識改革を図るとともに、IoT 産業等の関連産業等の成長を見据え、企業におけるセキュリティ投資を促進する。供給面に関しては、本年度中に一定の品質を備えたセキュリティ製品・サービスの認定制度を整備し、その供給を促す。こうした取組と併せて、本年度中に策定する「サイバーセキュリティ研究開発戦略」に基づく技術開発やセキュリティバイデザインの普及推進等を図り、セキュリティ産業の国際競争力強化等を図る。

7. シェアリングエコノミー

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》シェアリングエコノミー活用地方公共団体の事例を平成29年度中に少なくとも30地域で創出する。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

シェアリングエコノミーは、十分に使われていないモノ、空間、知識・知恵、技能等の遊休資産をICTの活用によって共有する幅広いビジネスであって、新たなビジネス領域の創出による我が国経済の活性化や国民生活の利便性向上、新しい生活産業の実装による地域経済活性化に寄与することが期待されている。

我が国におけるシェアリングエコノミーは黎明^{れいめい}期にあり、今後も多様な分野で多様なサービスが登場することが期待されるが、一方で従来想定していなかった課題が発生することも容易に想定される。そのため、本年1月に設置されたシェアリングエコノミー促進室等において、民間部門の創意工夫を最大限尊重することによってシェアリングエコノミーの普及促進を図るとともに、安全・安心等の確保に向けて必要な検討を併せて行う必要がある。具体的には、安全・安心を確保するための自主的なガイドラインの普及促進や、グレーゾーン解消制度の活用支援等に取り組むほか、その他分野横断的課題が生じた場合に必要な検討等を迅速に進めていくことが求められる。

また、シェアリングエコノミーは海外でも急速に普及しており、官民協働による国際的なルールづくりに向けた検討の動きが見られることから、今後我が国の取組事例の積極的な発信を通じて、国際的な合意形成に貢献していくべきである。

- ・本年1月に開設されたシェアリングエコノミー促進室を中心に、「シェアリングエコノミー推進プログラム」（平成28年11月10日シェアリングエコノミー検討会議中間報告）に基づき民間団体等の自主的ルールの普及展開によるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保を高めるほか、今後議論の本格化が見込まれる官民協働による国際的なルールづくり等の場に参画し、我が国の取組事例の積極的な発信を通じて国際的な合意形成に貢献する。
- ・シェアリングエコノミー促進室において、民間事業者・地方公共団体

等からの相談に適切に対応して必要な情報提供や調整、法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用等に向けた支援を行う。また、これらの相談対応や今後のシェアリングエコノミーの進展・変化によって施策を見直す必要性や分野横断的な課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を行う。

- シェアリングエコノミーを活用した地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化のため、シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣や、民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組の本年度中の整備等を進め、大都市圏や地方中核都市、過疎地域等の異なる課題を抱える地方公共団体ごとに、モデルとなるシェアリングエコノミー活用の事例を本年度中に少なくとも 30 地域で創出することを目指す。また、抽出されたベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、幅広い地方公共団体への横展開・普及啓発を進める。

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす

⇒2015年度：923,037社（2014年度：859,753社）

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す

⇒2015年：1.3%（2014年：1.0%）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。

事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。

域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。

このため、第一に、中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本的に向上させるための投資やイノベーション等を促進する。これに向け、IT化・ロボット導入、データ利活用等に取り組む。

第二に、金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じて、生産性向上の取組や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝を促進する。2020年頃に到来する団塊世代経営者の引退期を円滑な事業承継により乗り越える。経営者の経営改善・生産性向上の意欲を高め、金融機関が事業性評価・経営支援を適切に行う動機付けになるよう信用保証制度を強化する。金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依

存しない融資を促進し、成長資金の供給を加速する。これらを各種支援機関の相互連携・機能強化・質の向上を図りつつ推進する。

第三に、事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が、地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作る。域外への販売が大きく、その多くを域内から調達する中核企業等とその取引群を重点支援し、当該企業の生産性向上・地域経済圏の活性化とともに外需の取込みも図り、圏域の中小企業・小規模事業者等が一体として発展することを目指す。観光・スポーツ・文化・先端ものづくり分野といった地域の成長分野において、地方公共団体・中核企業など地域の関係者による「地域ぐるみ」の計画的な取組を強力に支援する。世代を超えた交流人口の拡大等の地域活性化の取組の推進、兼業やIターン等による人材の活用や経営人材の育成により、地域の成長を支える。これら取組により、「地域への未来投資」を拡大し、今後3年程度で、投資拡大1兆円、GDP5兆円の押上げを目指す。

i) 中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。併せて、中小企業・小規模事業者にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・中小企業・小規模事業者の「スマート化」を共通のプラットフォームを構築しながら推進するため、ITクラウドサービス等の導入による多数の中小企業・小規模事業者の付加価値向上・業務効率化に向け、ITクラウドサービス等による生産性向上の効果やセキュリティ対策等の「見える化」、サービス間の連携、企業間取引(EDI)、業務プロセス改善(BPR)の促進等を通じた更なる普及策について、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関や事業分野別経営力向上推進機関等との連携も視野に入れて検討し、本年中に結論を得る。
- ・中小企業等経営強化法による業種別アプローチの効果を最大限に引き出すよう、関係省庁が中小企業庁と連携し、業種毎の実効性を高めるため、業種けんの特性に応じた生産性向上の指針の策定や業種ごとに牽

引する事業者団体との連携・推進体制づくりを計画的に行う。実施状況のフォローアップを踏まえて、同法に基づく基本方針や、生産性の低い分野における事業分野別指針の策定等、制度上の措置を講じる。サービス産業も含め、中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」による生産性向上を後押しし、来年にリーマンショック前を超える設備投資 14 兆円を目指す。

- 中小企業・小規模事業者の技術開発からその事業展開における第4次産業革命への対応に向け、中小ものづくり高度化法の指針などを含め技術開発の枠組みについて、IoT や AI 等の技術革新を一層取り込み付加価値向上を進めるための見直しを本年度中に行う。
- 製造業の「カイゼン活動」等のノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを全国の中小企業・小規模事業者・サービス業に展開する国民運動を、本年5月に官民で発足した「生産性向上国民運動推進協議会」の活動により推進する。
- サービス産業の高付加価値化に向け、サービス業に関わる人材が備えるべきスキルを「おもてなしスキルスタンダード(仮称)」として本年中に策定する。2020年までに30万社への普及を目指す「おもてなし規格認証」と併せて普及を行い、2020年頃を目途に3万人の取得を目指す。また、優れたサービスに適正な対価が支払われず、事業者の生産性向上を強く制約している商慣行等の是正に必要な対応策を検討し、本年度中に結論を得る。
- 昨年12月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(自動車・電機電子・トラック・建設など8業種)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請Gメンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。また、自主行動計画策定業種における中小企業等経営強化法に基づく事業分野別経営力向上推進機関の認定を拡大する。

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

- 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援、地域経済の面的活性化に、地域金融機関が関係機関と連携して一層積極的に取り組むよう促す。地域金融機関の目利き力強化に向けた取組や、民間金融機関の投融資の呼び水となるような、官民ファンドや政

府系金融機関による成長資金の供給を一層促進する。また、地域金融機関と地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行（DBJ）の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援、DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援等の取組を強化する。

- ・金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資の促進により、成長資金の供給を加速するとともに、金融機関と事業者双方の生産性向上に向けた取組を促すため、「金融仲介機能のベンチマーク」・「ローカルベンチマーク」・「経営者保証に関するガイドライン」について、中小企業支援機関を通じた事業者への普及や金融機関における活用状況の開示等を促し、金融機関・事業者双方への普及・活用を政府一体となって推進する。
- ・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備（プレ支援）、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援（ポスト支援）に取り組む。新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じたM&A等の成約件数の年間2,000件を目指す（直近の約5倍）。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。
- ・信用保証制度について、本年度に制度改正した中小企業信用保険法及び信用保証協会法等に基づき、プロパー融資と保証付融資との適切な組合せの実現に向けた指針の整備等に取り組むとともに、各保証協会・各金融機関の保証利用の状況を中小企業庁と金融庁がモニタリングし、実効性を担保する。資金繰り管理・採算管理など事業者の早期段階からの経営改善の取組を促すための支援策を本年度から講じる。
- ・商工会・商工会議所等の中小企業団体・よろず支援拠点・経営革新等支援機関・中小企業再生支援協議会・事業引継ぎ支援センター等について、全国・地方双方のレベルで連携を強化し、優良事例の共有を図る。よろず支援拠点の実績向上のための行動指針や評価手法の策定等を行い、本年度より新たな仕組みを導入する。最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の課題解決能力を向上させ、効果的な支援を

実施する。中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の数は2万6千まで拡大してきたところ、各機関の具体的な経営支援内容を事業者目線で「見える化」するとともに、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を本年内に具体化し実行する。

- ・創業支援の成功要因の分析を踏まえ、支援機関間の連携強化や潜在的な創業者の掘り起こしを図る観点から、創業支援事業計画の認定制度の見直しも視野に、今後の創業支援策について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・地域での創業を活性化し、事業の持続可能性を向上させる観点から、日本政策金融公庫等の政府系金融機関と地域金融機関・中小企業支援機関・地方公共団体等の連携を促進し、創業前後で切れ目なく経営支援とともに創業者の創業金融を活性化するため、本年度中に、創業支援ネットワークの取組や地域金融機関との協調融資スキーム等の優良事例の分析・収集・発信を行う。
- ・事業継続の取組の普及を図るため、昨年度創設した事業継続計画（BCP）策定等の取組を積極的に行う企業等を第三者が認証する「国土強靱化貢献団体認証制度」について、来年度末までに400件の認証を目指し、中小企業・小規模事業者向けのBCP策定に係るノウハウ集の活用による普及啓発や、金融機関等への周知・説明を通じて、例えば金融機関がBCPに関連した融資等を行う際に本認証を活用するよう促進するなど、本認証取得のインセンティブの充実等を推進する。

iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化

- ・本年度に制度改正した地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等、これらの支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。効果的な実施に向け、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム（RESAS）の活用等により、本年夏を目途に2,000社程度を選定・公表する。関

係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000社程度の支援を目指す。

- ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。
- ・商店街の活性化に向けて、地域に期待される商店街の特徴や機能を類型化し、規模・ステージに合った支援の在り方について検討し、本年中に結論を得る。中心市街地活性化に向け、地方公共団体のまちづくり施策との連携強化等を図る。
- ・経営人材や右腕人材等の中核人材について、最新の知見が豊富な大企業等の人材の活用を視野に、送出し企業や受入れ企業、働き手、市場の抱える課題を調査し、インセンティブや受入ノウハウ等の必要な対応方針について本年度中に一定の結論を得る。
- ・中小企業・小規模事業者が直面する人手不足に対応するため、「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」（平成29年3月中小企業庁策定）の普及、よろず支援拠点での相談体制の充実、都道府県労働局との連携、雇用関係助成金の活用促進等を通じた支援を行う。併せて、多様な人材の確保や創業等につながる副業・兼業を推進するため、地域のモデル事例を創出する。長時間労働規制への対応も含め、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）の実践が中小企業・小規模事業者において進むよう、周知徹底や相談体制の整備など必要な支援策を実施する。
- ・大学院・大学におけるサービス産業の経営人材の育成に特化した実践的経営プログラム・カリキュラムの開発を支援し、2019年までに30校程度の学部・学科・コースを形成する。さらに、世界最高峰の高等教育機関との連携を進め、食分野や観光分野において、2020年代初頭に国際的な専門教育プログラムを国内に形成する。
- ・中小企業大学校について、地域の事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの導入など機能強化を検討し、本年度中に試行し、来年度から実施する。
- ・高齢化に対応した新たなサービス・製品の創出を地域社会の活性化につなげるため、産官学金が連携して取り組むプラットフォームを本年度中に形成し、データ収集・分析や、モデル地域での実証等を行う。

- ・「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細かな支援を行うべく検討する。併せて、JETRO によるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ロシア・中東欧・中南米等の新たな市場の開拓、アジアの新興国での医療・介護分野の支援、スポーツ及び IoT の重点的な支援を行う。
- ・中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、海外向け e コマース等を活用した販路開拓や海外デザイナー等を活用したブランディング等の支援について本年度中に結論を得る。

2. 攻めの農林水産業の展開

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2016 年度末：54.0%

《KPI》 今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2015 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・ 個別経営* 11,397 円/60kg（29%減）
- ・ 組織法人経営** 11,996 円/60kg（25%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

** 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 26ha）

《KPI》 今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする（2010 年：12,511 法人）

⇒2016 年：20,800 法人

《KPI》 6 次産業化の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする

⇒2015 年度：5.5 兆円

《KPI》 2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する」（2012 年：4,497 億円）

⇒2016 年：7,502 億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の生産性を高め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図る。

このため、「日本再興戦略」、「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、これまでの改革の取組を着実に実行するとともに、農林水産業を取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を更に加速させていく。その際、

外部からの人材・知見の取り込み、バリューチェーン全体での付加価値の向上、データに基づく産業への転換等に向けた取組の強化を図る。

これらを具体化するため、以下の施策に取り組む。

i) 生産現場の強化

①農地中間管理機構の機能強化等

- ・農地中間管理機構（機構）の機能強化のため、中山間地域や果樹産地での利用の促進、農地利用最適化推進委員との連携の強化、機構事業に係る事務の効率化等を進めるとともに、そのフォローアップを行う。
- ・土地改良事業については、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の実施を強化する。また、土地改良法等の改正によるほ場整備事業と機構との連携円滑化を受け、担い手が使いやすい農地の整備と集積・集約化を併せて推進する。

②米政策改革

- ・米政策の改革を着実に進めることにより、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備する。
- ・米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は、2018年産から廃止する。
- ・これらの改革を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・主食用米及び飼料用米の生産性向上については、担い手への農地集積・集約化、生産資材価格の引下げ、省力栽培技術の導入等の取組を効果的に進めるとともに、コスト削減・単収向上の状況を検証し、PDCA サイクルを通じ KPI を確実に達成する。

③経営体の育成・確保のための環境整備

- ・農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う。
- ・地域の経済界とも連携し、経営の法人化、円滑な経営継承、経営管理能力の向上、他産業との人材マッチング等を推進する。
- ・営農しながら本格的に経営を学ぶ場である農業経営塾を本年度に20 県程度で開講するとともに、外国人材受入れの在り方に関する検討状況に留意しつつ、外国人材の活用による人材力の強化策について検討を進める。
- ・株式会社日本政策金融公庫等の事業性評価融資の点検・改善を行うことにより担保・保証人に依存しない融資を推進する。

- ・農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を創設する。
- ・生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編を進めるとともに、生産資材に関する各種法制度及びその運用等について、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。
- ・農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。併せて、農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する。
- ・所有者不明の優良農地の利活用の促進策を検討する。
- ・日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ・都市農業振興のため都市農地の貸借の促進に係る制度を創設する。

④外部からの人材・知見の取り込み

- ・6次産業化・農商工連携の推進のため、商工会・商工会議所等の経済団体を活用し、人材育成、新商品の企画・開発、販路開拓等を含めた農林漁業者と中小企業者等のニーズやシーズをマッチングさせる取組を全国的に推進する。
- ・経済界との共同により最先端のモデル農業の開発・普及を進める。
- ・他分野の専門家や農林漁業者が参加し、産学官の連携を図る、「『知』の集積と活用」の場を活用し、実践的技術の創出を進める。
- ・最先端技術の橋渡し人材の育成・支援、研究機関のネットワーク化等により、先進技術の現場への実装の円滑化・迅速化を図る。

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

①多様なデータに基づく農業への転換

- ・異なる農業 ICT システムの連携、共有すべきデータの標準化、公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化や提供等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年中に立ち上げる。
- ・「農業データ連携基盤」を活用したデータに基づく農業の現場への実装を推進するため、民間企業等と連携して、活用事例の拡大と

新たなサービスの創出を促進するとともに、幅広い主体の参画を進め、流通や消費までバリューチェーン全体に取り組を広げることを目指す。

- ・人工知能、IoT、ビッグデータ、ロボット技術等の活用を、果樹、施設園芸、畜産・酪農等の多様な分野において、バリューチェーン全体に渡って進めるため、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

②バリューチェーンの高度化

- ・流通・加工の構造改革を進めるため、中間流通の抜本的な合理化を含めた事業・業界の再編や、農産物の規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革等を推進する。
- ・農産品物流の効率化のため、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等を進める。
- ・卸売市場法について、経済社会情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、合理的理由のなくなっている規制を廃止する。
- ・食品ロスの削減について、事業者及び消費者、地方公共団体と連携した国民運動を進める。特に、小売・消費レベルでの食品ロス削減を進めるため、食品小売業、外食産業が異業種（IoT、気象等）と連携した需要予測や物流効率化の取組を推進する。

③6次産業化の推進

- ・インバウンド向け商品の開発、輸出対応施設の整備等、6次産業化に関する多様化する現場ニーズに円滑に応えることができるよう、関係施策の集約・再編を進めるなど6次産業化の支援策を総合的に推進する。
- ・農林漁業成長産業化ファンドについて、本年5月に措置された農業法人等に対する直接出資の仕組みを活用しつつ、株式会社日本政策金融公庫と連携を図りながら、ファンド活用を推進する。

④規格・認証、知的財産の戦略的推進

- ・日本産のアピール力を強化するため、日本農林規格（JAS）を戦略的に制定・活用するとともに、その国際規格化を進める。
- ・地理的表示（GI）の登録を進めるとともに、諸外国とのGI相互保護手続きを活用し、我が国の高品質な農林水産品の海外でのブランド価値を保護する。また、ブランド化に向けた地域の取組を推進

する。

- ・国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、生産現場における国際水準のGAP（農業生産工程管理）の実施及び認証取得の拡大、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進するとともに、日本発のGAP認証、HACCPをベースとした食品安全管理規格認証及び水産エコラベル認証の仕組みに関し、普及及び国際承認に向けた民間団体の取組や、国際標準の議論に参画できる人材育成体制整備を促進する。
- ・優良な植物品種の開発と海外における品種登録を促進し、日本産農産物の国際競争力を強化する。

⑤食品表示の充実

- ・消費者の選択に資するよう、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示の導入を進める。

⑥ジビエの利活用の促進等

- ・鳥獣被害防止のため有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を通じた地域の所得向上を図るため、ジビエの需要開拓を図りつつ、人材育成、流通ルールの導入等安全・安心なジビエの供給体制を整備する。これと併せて、鳥獣の捕獲から搬送・処理加工までつながるモデル地区を来年度に全国で12地区程度整備する。

iii) 輸出の促進

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進の取組を着実に実行する。
- ・日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）を核として、綿密な需要把握、日本食文化と一体となったブランディング・プロモーション、継続的な商流確立に向けた販売支援等を行う。また、インバウンド観光施策と一体で、お土産等の市場開拓を推進する。

iv) 林業の成長産業化と森林の適切な管理

- ・ 林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税（仮称）の検討と併せて行う。
- ・ 施業集約化に資するため、林地台帳の整備とともに、地理空間情報（G空間情報）とクラウド等のICTやリモートセンシング技術を活用した資源状況や境界の把握等を進める。
- ・ ICTを活用し、素材生産業者、加工業者、需要者等が需給情報を共有するなど、木材のジャストインタイムでの供給に向けた取組を進める。
- ・ 木材需要の拡大のため、CLT（直交集成板）等について、量産化によるコスト削減や中高層建築物等への利用の推進とともに、「地域内エコシステム」としての木質バイオマスの熱利用等を進める。また、セルロースナノファイバーやリグニン等について、国際標準化や製品化等に向けた研究開発を進める。

v) 水産業の成長産業化と資源管理の充実

- ・ 漁業所得の向上のための数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を行う。
- ・ 資源評価の精度向上のため、ICTを活用し、資源、漁獲、気象等に関する大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設ける。
- ・ 海上の高速通信インフラの整備状況も踏まえ、漁船への高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。
- ・ ICTの開発・普及を推進し、経験と勘のみに頼らない漁業を実現する。
- ・ 水産物取引や物流の在り方の総合的な検討やICTの活用により、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。

3. 観光・スポーツ・文化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。

⇒2016年：2,404万人（2012年：836万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。

⇒2016年：3兆7,476億円（2012年：1兆846億円）

《KPI》スポーツ市場規模(2015年：5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

⇒5.5兆円（2015年）

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。

※本年度、新たに設定するKPI

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

⇒8.8兆円（2015年）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作るため、地域経済への波及効果が期待できる観光・スポーツ・文化等といった地域の資源や魅力をいかした分野の成長を後押ししていく。

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱であることから、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく。

このため、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）並びに「観光ビジョン実現プログラム2017（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2017）」（平成29年〇月〇日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、

観光先進国の実現に向けて取り組む。その際、各地方ブロックにおいても、関係省庁の地方支分部局をメンバーに加えた「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催し、関連施策を省庁横断的に効果的に推進する。

スポーツを核とした地域活性化は構想から具体化の段階に入っている。スタジアム・アリーナ改革への機運が全国で高まっている中、民間の投資や知恵を活用した魅力の高いスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として地域活性化の起爆剤にするとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしてスポーツ人口の拡大を図ることにより、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させる。

産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランド力向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化行政の機能強化を図りつつ、文化産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

消費マインドの喚起策も進める。「プレミアムフライデー」が地方にも浸透するよう、好事例の横展開等を通じて官民が連携して定着・拡大を図り、働き方改革による休暇取得の促進、高付加価値の商品・サービスの提供等を通じ、ライフスタイルの変革にもつなげる。

地方公共団体や地元企業を巻き込んだ地域ぐるみの取組を法律、予算、税制措置、金融機能等の政策手段を総動員して地域経済^{けん}牽引事業を後押しし、観光・スポーツ・文化等の地域資源の魅力や関連するサービス産業の付加価値・生産性を向上させることにより、世代を超えた交流人口を拡大し、国内外からより多くの方が何度も長期間にわたり訪れる地域を実現する。

i) 観光

①観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

ア) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

- ・赤坂・京都迎賓館について、一般公開を通年で実施するほか、季節に応じた夜間開館など魅力向上の取組を進める。また、特別開館の取組を進める。赤坂迎賓館前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を整備するため、本年度に設計業務に着手する。
- ・桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充するほか、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施する。

- ・公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るための料金徴収のあり方について、引き続き、有識者の意見を踏まえ検討する。

イ) 文化財の観光資源としての開花

- ・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4箇所の地域を重点支援する。さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札等手続の改善を行う。

ウ) 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・「国立公園満喫プロジェクト」で選定された8つの国立公園において、公募等により民間の知恵や資金を最大限活用し、上質なホテル誘致、アクティビティ充実、上質なガイド育成、ビジターセンター等への民間ツアーデスク設置、景観デザイン統一、外国人に配慮した施設整備、施設の維持管理や自然保全コストについて利用者が負担する仕組みの導入等を進めるほか、海外への情報発信、消費額等「質」に着目した指標の開発等を進める。8つの国立公園の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。

エ) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

- ・2020年を目途に全国の主要な観光地での景観計画策定を促進するほか、「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を重点支援する。
- ・無電柱化の推進に関する法律や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく無電柱化を、PFI手法等も活用しつつ、推進する。

オ) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ・農泊に取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等への支援を行い、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出するとともに、「Savor Japan」、「日本農業遺産」等の取組を行う。

カ) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設等に改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する。

キ) 新たな観光資源の開拓

- ・「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンタテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツの SNS も活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

ク) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

- ・2020 年までに外国人受入可能な伝統的工芸品産地を 100 箇所以上に拡大するため、伝統的工芸品等の産地への海外有識者の招へい等を行う。

ケ) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

- ・全国 11 の地域における広域観光周遊ルート形成計画について、それぞれにおけるモデルコースを中心に、滞在コンテンツの充実等の取組を支援するほか、地域の魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上の支援を行う。
- ・街道、社寺、酒蔵、古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、情報発信強化による地方誘客を目指す。

コ) 「観光立国ショーケース」の形成の推進

- ・釧路市・金沢市・長崎市における「観光立国ショーケース実施計画」に対して、三都市と民間事業者とのマッチングの場の創設による民間投資の促進のほか、関係省庁が連携を取りつつ、優先的に支援を行うとともに、必要な規制改革について速やかに対応を進める。

サ) 東北の観光復興

- ・東北 6 県の外国人宿泊者数を 2020 年に 150 万人泊（2015 年の 3 倍）とするため、観光資源の磨上げ、受入環境整備、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化、デスティネーション・キャンペーンによるプロモーション等に取り組むとともに、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリア（「復興観光拠点都市圏」）への重点支援のほか、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

ア) 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

- ・通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律により、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を全国において可能とするほか、通訳案内士の質の維持・向上を図る。また、ランドオペレーターの登録制度の導入により業務の適正化を図るとともに、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備する。
- ・ICTの活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む。

イ) 民泊サービスへの対応

- ・住宅宿泊事業法案により、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講じ、民泊サービスの適正な運営を確保する。

ウ) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ・トップレベルの観光経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBAを含む）に来年度から形成するため、実践的・専門的な教育プログラムの開発等を行うとともに、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けカリキュラムポリシーの策定を促進するほか、学校教育法の一部を改正する法律により、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設する。

エ) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

- ・日本ならではの宿泊体験や上質なサービスを提供する宿泊施設等多様なニーズに合わせた宿泊施設を地方を含めた全国各地で提供することに向け、官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となった投融資及びノウハウ支援等により、宿泊施設に対する投資の促進を図る。

オ) 世界水準のDMOの形成・育成

- ・2020年までに世界水準DMOを全国で100組織形成するため、日本版DMO候補法人に対するワンストップ相談対応、「DMO ネット」の機能強化、「地方創生推進交付金」等を活用した総合的な支援を行う。
- ・都道府県単位の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を来年1月より本格実施する。

カ) 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

キ) 次世代の観光立国実現のための財源の検討

- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

ク) 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

- ・欧米豪や富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むべく、外国人有識者アドバイザリーボード、マーケティングや ICT の専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化、デジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、在外公館や民間企業等と連携しつつ、国別戦略に基づいた現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開する。外国人の視点を入れた JNTO ウェブサイトの抜本的リニューアル、ブロガーや SNS の活用を進める。また、地方自治体・DMO との連携やコンサルテーション等の地方支援を行う部署の設置により、地方が行うプロモーションの質の向上を実現する。なお、プロモーションの実施に当たっては成果の管理と施策への反映を徹底する。
- ・「ホストタウン」の推進を通じ海外への情報発信等を強化する。

ケ) MICE 誘致の促進

- ・「MICE 推進関係府省連絡会議」において、本年度中に政府横断的な支援策をアクションプランとして取りまとめる。また、「グローバル MICE 都市」を中心に MICE 誘致・開催力を世界水準に引き上げるほか、ユニークベニュー施設での会議等の開催促進のための支援を行う。

コ) ビザの戦略的緩和

- ・訪日プロモーション事業の重点 20 か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な 5 か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和を積極的に実施する。

③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

ア) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、バイオカート対象空港

の拡大の検討、プレクリアランスの早期実現、顔認証技術の導入、外国人出国手続等における自動化ゲートの利用拡大に向けた検討等を進める。また、成田・関西空港において入国諸手続所要時間公表システムの導入に向けた準備を進める。

- ・ボディスキャナーを2019年までに全国の主要空港へ導入するほか、2020年までにその他の先進的な保安検査機器の導入を進める。

イ) キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応ATMの設置促進を含む）

- ・3メガバンクの海外発行カード対応ATMを2020年までに全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3千台）することを目指し、3メガバンクに対し、来年中にその大半を設置するよう着実な取組を促す。
- ・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現することに向け、決済端末の設置を働きかける。

ウ) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- ・2019年度までに約3万箇所の防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を推進する。また、来年までに既設のWi-Fiアクセスポイント等20万か所以上で認証連携の仕組みを構築するほか、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の2020年までの解消を目指す。
- ・「グローバルコミュニケーション計画」（平成26年4月11日総務省発表）に基づき、多言語音声翻訳システムの研究開発と普及拡大に向けた実証実験等を行う。
- ・JNTO認定の外国人観光案内所を本年度中に1,000箇所程度とすることを目指し、宿泊施設等への案内所の整備を促進するほか、観光拠点情報・交流施設の整備や観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進する。
- ・ムスリム旅行市場からの誘客のための省庁横断のアクション・プランを本年度中を目途に策定する。
- ・自転車活用推進法に基づく取組を通じて、国内外のサイクリストにも安全で快適な自転車利用環境を創出する。

エ) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

- ・医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。また、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（約900箇所）を更に充実する。

オ) 高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備

- ・本年3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進するほか、共通乗車船券等の造成・情報発信等により、観光地へのアクセスの利便性向上を図る。
- ・「高速道路ナンバリング」や道路標識の表記の改善を2020年の概成に向けて実施する。高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して地方の高速道路において周遊ドライブパス等の企画割引を展開する。
- ・国家戦略特別区域法第16条の2に基づく道路運送法の特例措置である「自家用有償観光旅客等運送事業」の活用を図る。

カ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化

- ・「訪日誘客支援空港」に対し、着陸料の割引・補助、CIQ施設整備等への支援を行い、新規就航・増便の促進、航空旅客の受入環境高度化を図る。また、北海道における複数空港の一体運営（コンセッション等）の実現に向け、本年中にマーケットサウンディング等を実施する。
- ・羽田・成田両空港の処理能力を2020年までに各4万回拡大する。羽田空港では、飛行経路見直しに必要な施設整備、環境対策の推進、丁寧な情報提供、民間と協力したターミナルビル拡充に取り組む。拡大される発着容量は、訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、国際競争力の強化に資する日本発の直行需要が高い路線への活用を主眼とし、関係国との協議に向けて準備する。成田空港では、第3滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地元自治体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組む。
- ・羽田空港での駐機可能スポットの増設等や、成田空港での関係者間の協議を進め、首都圏のビジネスジェットの受入環境改善を図る。
- ・中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備、新千歳空港におけるエプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備、新石垣空港におけるエプロン拡張等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。
- ・成田空港・羽田空港を世界に誇る日本の玄関口とするため、関係者連絡会を活用して、鉄道・バスによる空港アクセスの改善等に取り組むとともに、空港をゲートウェイにした情報発信拠点を整備する。

キ) クルーズ船受入れの更なる拡充

- ・係船柱や防舷材、栈橋等の整備を推進するほか、移動式ボーディングブ

リッジ等の設置を支援する。また、クルーズ船社と港湾の「マッチング」サービスの提供等によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。

- ・民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る。

ク) 公共交通利用環境の革新

- ・全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、東海道山陽新幹線での本年夏までの開始及び九州新幹線での早期導入に向け、関係鉄道事業者との調整を進める。また、手ぶら観光カウンターの主要交通結節点への設置を促進するほか、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線 LAN 環境の整備、多言語表示の充実等を図る。

ケ) 休暇改革

- ・来年度から地域ごとに「キッズウィーク（仮称）」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進するための取組を進める。

コ) オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の施策を着実に推進するほか、バリアフリー法を含む関係諸制度の検討を行うとともに、バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路の連続的・面的なバリアフリー化等を進める。

ii) スポーツ産業の未来開拓

① スポーツを核とした地域活性化（「スポーツ未来開拓プラン」の実行）

- ・スポーツを核とした経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、スポーツのほか音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするスタジアム・アリーナ改革を進める。具体的には、地域のニーズに応じた専門家の派遣や、施設の効率的整備・運営に向けた PPP/PFI の活用、施設の集客機能・利便性の向上に向けた

高速無線 LAN や 4K・8K 等の高度な映像・配信技術等の活用、改正都市公園法の制度の活用等による民間活力の導入促進、地域未来投資促進法の活用等を通じた地域経済を^{けん}牽引する地域ぐるみ事業の集中的支援等を通じて、施設整備の計画策定や地域における官民連携に向けた支援を行う。

- ・「部活動指導員」の制度化を契機として、部活動指導の質の向上及び新たなスポーツ指導ビジネスの創出を通じて、子どものスポーツ実施率の向上を目的に、地域特性に応じた学校と地域のスポーツ団体・企業等との協働に向けた取組を進める。
- ・こうしたスポーツを核とした地域活性化に向けた政府一体の取組を、「スポーツ未来開拓プラン」として、本年より実行していく。

②スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出促進

- ・スポーツ関連団体の経営人材の充実に向けたインフラを整備するべく、学位（スポーツ MBA）の創設も見据えた、育成、マッチング、研究開発を柱とする教育機関の設立に向け、スポーツ団体・大学・研究機関等と連携して検討を進める。
- ・大学スポーツについて、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）の平成 30 年度中の創設を目指し、産学官連携協議会を設置し制度設計を進める。大学におけるスポーツ分野のキャリア形成・地域貢献・資金調達力の向上等の取組を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置について、今後 5 年間で 100 の大学が取り組むよう推進する。
- ・スポーツ分野における AI・IoT、ビッグデータ等の研究や、バイタルデータ等の利活用について、スポーツの現場における実証や、事業化を促進するため、スポーツ団体、企業、関係省庁、大学の連携による「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（仮称）」の構築に向けた検討を行う。
- ・「スポーツツーリズム」を活性化・定着化させるための官民協働によるプロモーション戦略を本年度中に策定し、実施する。また、地方公共団体・スポーツ団体・観光産業等が連携した「地域スポーツコミッション」の取組支援、スポーツ・文化・観光の分野における更なる連携・融合を促進する。

- ・アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリアの構築について、個々の選手に適した取組を行うため、スポーツ団体や企業等の関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリアや学び直し、学校・地域等における活躍の場の拡大など現役時代と引退後をつなぐアスリートキャリア支援の方策について検討を行う。

③スポーツの海外展開の促進

- ・日本独自のスポーツコンテンツ（体育、部活動、運動会、町道場等）の教育的効果等の付加価値を地域の実情に応じて海外展開することについて、国際交流との連動も視野に、官民連携によるスポーツ国際協力戦略を検討する。
- ・スポーツのライブ中継がコンテンツとしての強みを持つことをいかし、海外地域での放映権ビジネスの拡大を狙い、我が国プロスポーツリーグ等におけるインバウンド促進等の戦略的取組について検討を行う。

④スポーツ実施率の向上

- ・女性のスポーツ実施率の向上について、国民及び幅広い関係者に対してメッセージを発信する「女性スポーツキャンペーン」を検討し、本年度中を目途に結論を得る。
- ・スポーツ関係機関の役職員等の女性比率に関する目標・対策等の方針について、スポーツ関係機関と共同で検討し、本年度中を目途に結論を得る。
- ・障害者のスポーツ実施率の向上に向けて、スポーツ関係団体、経済界等と連携し、障害のある子供たちが参加する全国的なスポーツイベントの開催を推進するとともに、全ての特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用するための支援を行う。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

①文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

- ・我が国の誇る文化ストックの継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、文化産業の経済規模（文化 GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大するため、関係省庁の連携により「文化経済戦略（仮称）」を本年中に策定する。

- ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。
- ・文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VR や「クローン文化財」（高精度な文化財の複製）の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

②文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

- ・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等（アーツカウンシル機能）の連携・強化、日本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。
- ・イノベーションを促進するため、高度デザイン教育に取り組む大学等高等教育機関によるプラットフォームの構築等を支援し、モデルとなる教育カリキュラムを検討するとともに、地方大学も含めた横断的な産学連携を図り、高度デザイン人材の育成を図る。また、企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用のあり方を検討する。
- ・「beyond2020 プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。
- ・国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交

流を強力に推進する。

- ・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、優れた芸術作品を商品化し、その利益を創作者や施設等に還元する取組等を促進する。

③コンテンツを軸とした文化産業の強化

- ・地域コンテンツの新たな市場開拓のため、急拡大するアジアのコンテンツ市場開拓に向けた各国との官民対話を拡充するとともに、国内外におけるビジネスマッチングイベントの開催や、業界団体等とともにVR/AR等の先進的なコンテンツ技術を活用するためのガイドラインを整備する。
- ・コンテンツ産業や観光の振興、地方創生等につながる映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の国内外への発信機能の強化等を図る。
- ・我が国の知的資源・文化資源を一元化し新規ビジネス・サービスを創出するため、各分野でのデジタルアーカイブ化や、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築を推進する。

IV 海外の成長市場の取り込み

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。

⇒2016 年度末時点 : 40.0%

※日本の貿易総額に占める、2016 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2016 年貿易額ベース)

※6 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中 (交渉中のものを含めると 85%)。

《KPI》 2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。

⇒2016 年末時点 : 27.8 兆円

《KPI》 2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。

⇒2014 年度 : 14.9 兆円 (2010 年度 : 12.6 兆円)

《KPI》 2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。

⇒2015 年 : 約 20 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む。

《KPI》 2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。

⇒2015 年度 : 288.5 億円

※従来の KPI (「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」) は、2015 年度実績で達成。(2010 年度 : 66.3 億円、目標 : 約 200 億円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

日本企業の活力を海外展開し、新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込み好循環の拡大を図る。

この目標を達成するため、我が国企業の比較優位とも言える IoT 等 Society 5.0 時代の高度技術を活かした海外展開を図り、これら技術を有しながらこれまで海外展開に踏み切れなかった中堅・中小等我が国企業の海外展開を支援し、また、対内直接投資の誘致やク

ールジャパンの推進等において、日本の魅力を高める施策を講ずる。

具体的には、i)「我が国企業の海外展開支援」として、インフラシステム輸出の拡大、貿易・投資の国際ルールづくり、データ利活用促進に資する国際的な共通認識形成・ルール整備、中堅・中小企業支援及び先端分野の高度外国人材を活用すべく積極的に受け入れる取組、ii)「日本の魅力をいかす施策」として、対内直接投資誘致強化、クールジャパンの推進、クリーンで魅力ある「日本型 I R」(特定複合観光施設)の整備推進、2025 年国際博覧会の誘致及び海外日系社会との連携を通じた成長市場の取り込みをそれぞれ検討・推進する。

i) 我が国企業の国際展開支援

① インフラシステム輸出の拡大

- ・インフラシステム輸出による経済成長の実現とともに我が国企業の競争力強化のため、将来にわたり勝ち続けるインフラシステム輸出を目指し、他の競合国と差別化を図るべく、「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」（平成 29 年 5 月 29 日経協インフラ戦略会議決定）における重点施策を、テロ対策を含む安全対策に十分配慮の上、官民一体となって推進する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での地域の連結性強化にも留意する。
- ・電力、鉄道、情報通信等の主要産業・重要分野において、IoT、AI 等の高度な ICT の活用も念頭に、我が国インフラ輸出産業が将来にわたる競争力強化に向けて進むべき方向性を示した海外展開戦略を策定する。
- ・同戦略も踏まえたインフラシステム輸出の展開に向け、トップセールスを推進し、また政策支援ツールを一層有効活用するとともに、次の取組を行う。
 - －「質の高いインフラ投資」の概念を国際的に普及させつつ、インフラの「質」が正当に評価されるよう、相手国の入札制度改善・体制強化等に向けた支援に引き続き取り組む。その際、適切なメンテナンス・更新の必要性に係る理解促進・情報共有に努める。
 - －「面的開発」（都市形成・改善、地域開発、回廊・拠点開発）の推進をはじめ、「最上流段階」である開発計画の策定や既存計画の見直し、法制度整備支援、人材育成等の推進や、新興国が選好する PPP

案件への提案力・実行力の強化に取り組むことにより、我が国企業の受注機会拡大を目指す。

- その他、ア) インフラ案件に関する相談窓口、法的側面支援等に関する機能・体制の充実等の官民のコンサルティング機能強化、イ) 我が国企業が新たな市場に進出し一層の競争力強化を図るための他国と連携した第三国への取組の推進、ウ) 鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるようにする制度的措置の検討を含め更なるインフラシステム輸出を推進する体制構築を進める。

②経済連携交渉、投資関連協定、租税条約の締結・改正の推進

- ・自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結した TPP 協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの^{けん}牽引者となることを目指す。包括的でイノベーション志向の成長をアジア地域に実現し、また質の高い RCEP を実現するための対 ASEAN 協力を具体化していく。
- ・「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年 5 月 11 日公表）の下、2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効を目指し、体制を強化しつつ交渉に取り組む。現在交渉中の協定を含めると合計 82 の国・地域をカバーする見込みであるところ、本年内に、相手国と協議の上、更に 13 か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。
- ・租税条約については、我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充を進める。

③データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成

- ・IoT やビッグデータ等、技術革新による成長に向けた潜在力を最大限

に発揮するため、サイバーセキュリティを確保する等の正当な公共政策目的がある場合を除き、情報の自由な流通の促進、データ・ローカライゼーション（サーバー設置要求）やソースコードアクセス・移転要求といったデータ保護主義的政策の禁止等の国際ルール形成に努める。

- ・ G20、G7、OECD、APEC、WTO 等の国際フォーラムや EPA/FTA 等で共通認識を形成し協力を進める。
- ・ WTO や経済連携交渉等を通じて、デジタル貿易ルール形成を牽引する。

④ 中堅・中小企業の海外展開支援

- ・ 「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細やかな支援を行うべく検討する。
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）によるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ア）ロシア・中東欧、中南米等の新たな市場の開拓、イ）アジアの新興国での医療・介護分野の支援、ウ）スポーツ及び IoT の重点支援分野化を行う。
- ・ その他、中堅・中小企業に対する次の支援策を検討・推進する。
 - ー 安全対策（「中堅・中小企業安全対策ネットワーク」の更なる拡大を図りつつ、安全対策マニュアルの配付・拡充やセミナー・研修・訓練実施等を通じ情報発信・共有を強化、ODA 等による途上国でのテロ対策支援）
 - ー 現地トラブル対策（在外公館、JETRO や法曹を含む専門家等による進出日本企業向け法務・労務・税務相談等コンサルティング及び調査研究）
 - ー ビジネス関係者の移動の促進（APEC ビジネストラベルカード発行対象の中堅・中小企業への拡大による申請数の増加を受けた迅速な発行）

⑤ 高度外国人材の活用

- ・ 「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO 等と連携しながら積極的に対外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。【再掲】

ii) 日本の魅力をいかす施策

①対内直接投資誘致の強化

- ・「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」（平成 29 年 4 月 24 日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定）を踏まえ、規制・行政手続等に関し外国企業が直面するビジネス上の課題を効果的に解決する。また、JETRO に「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、重点 10 分野の英語情報発信や、誘致担当者と専門家チームによる、関係省庁等との連携を通じた外国企業へのコンサルテーションの充実及び個別課題の解決を図る。
- ・特に、外国企業の研究開発等高付加価値部門を積極的に誘致し、我が国のイノベーションにつなげる。
- ・「対日直接投資の拡大に向けた誘致方策（改革 2020 プロジェクト）」については、ア）2019 年から 2020 年に開催される Regional Business Conference に向けて、自治体交流を外国企業とのビジネス交流につなげるべく、ビジネス交流イベント等を実施する。また、イ）2020 年のグローバル・ベンチャー・サミットにつなげるべく、大企業や投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベント等の集中的な実施を検討する。

②クールジャパンの推進

- ・コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。
- ・「クールジャパン人材育成検討会第一次とりまとめ」（平成 29 年 5 月 26 日クールジャパン人材育成検討会決定）に基づき、プロデューサー等の育成支援、産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成・活用、外国人材活用・集積等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進する環境整備を図る。
- ・地域経済活性化に直結する取組として「クールジャパン拠点構築検討会最終報告書」（平成 29 年 5 月 17 日クールジャパン拠点構築検討会決定）に基づき、ジャパン・ハウスを含む内外拠点や産業間の連携、

地域産品データベース構築等を推進する。

- ・映画の海外展開促進のため、「映画の振興施策に関する検討会議報告書」（平成 29 年 3 月 28 日映画の振興施策に関する検討会議決定）に基づき、国際共同製作の基盤整備、内外作品のロケの促進、フィルムセンターの機能強化、映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし等を推進する。
- ・コンテンツの海外展開について、ローカル放送局等への支援策の充実や海外市場を念頭に置いたコンテンツ製作のための資金調達・権利処理スキームの環境整備の検討等を通じて、放送コンテンツに関する新たな海外売上高目標達成など一層の海外展開の促進に向けて取り組む。
- ・「日本産酒類の輸出促進連絡会議改訂対応方針」（平成 29 年 3 月 28 日日本産酒類の輸出促進連絡会議決定）に基づき、日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）の活用等による販路開拓・市場の拡大、地理的表示制度活用促進等による品質・ブランド力向上、酒蔵ツーリズム推進等を通じ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図る。

③ クリーンで魅力ある「日本型 IR」（特定複合観光施設）の整備推進

- ・昨年末に IR 推進法が成立したことを受け、国民の理解を得つつ、制度設計について、本年夏頃の大枠取りまとめを目指して検討を進める。
- ・家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現する。また、シンガポールのような大規模な民間投資により大きな経済効果を創出し、IR からの送客で全国に経済効果をもたらすとともに、カジノ収益の幅広い公益目的への還元を図る。その際、世界最高水準のカジノ規制の導入、それを的確に執行するための体制の整備、依存症等の様々な懸念への万全の対策を行う。

④ 2025 年国際博覧会の誘致

- ・2025 年国際博覧会の日本開催を、Society 5.0 がもたらす未来の社会・経済システムやライフスタイル等の姿を世界に発信し、イノベーションを促進する機会にすることにより、海外の成長市場を取り込む起爆剤とする。

- ・ 来年 11 月予定の BIE（博覧会国際事務局）総会における開催地決定投票に向けて、政府は自治体や経済界とともにオールジャパンの体制で国内外の支持獲得に向けた必要な措置を講じる。

⑤海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

- ・ 中南米諸国等の日系社会と連携して、これら諸国の市場を開拓するべく、在外公館やジャパン・ハウス、独立行政法人国際交流基金等も活用し、日本文化・コンテンツ・イベントの PR、日本語教育、日本事情の発信、日系農業者と日本企業とのビジネス交流や研修、日系人のインバウンド観光、留学需要の掘り起こしや科学技術分野の交流等を拡充・推進するとともに、地方公共団体等と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化のための施策を拡充・推進する。